

(案)

聖籠町食料・農業・農村基本計画



令和8年 月
新潟県 聖籠町

はじめに

はじめに



令和8年 月

聖籠町長 西脇 道夫

目次

第1章 計画策定のねらいと位置付け	
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の期間	2
3. 位置付け	2
第2章 基本理念と基本目標	
1. 基本理念	4
2. 将来像	5
3. 基本目標	
(1) 目標の全体イメージ	6
(2) 各分野における基本目標の方向	
1) 食料	7
2) 農業	8
3) 農村	9
4) 環境	10
第3章 基本目標に基づく施策の展開	
1. 施策の体系	11
2. 重点施策の展開と指標	12
第4章 計画の推進に向けて	
1. 計画の推進体制	23
2. 計画の進行管理	24
資料編	
1. 聖籠町食料・農業・農村基本条例	26
2. 策定経過・体制	
(1) 聖籠町食料・農業・農村基本計画検討経過	29
(2) パブリックコメントの経過	29
(3) 農業振興協議会委員名簿	29
3. 聖籠町食料・農業・農村基本計画に関するアンケート調査結果報告書	30
4. 主要な参考資料一覧	51

第1章 計画策定のねらいと位置付け

1. 計画策定の趣旨

「食料・農業・農村基本法」（平成11年法律第106号）は、「農業基本法」（昭和36年法律第127号。以下「旧基本法」という。）制定後の急速な経済成長や国際化の進展により生じた農業生産の停滞や農村活力の低下、農業・農村に対する国民の期待の高まりなどを背景に、農業の発展と農業者の地位向上を目的とした旧基本法に代わり、国民から求められる農業・農村の役割を明確化し、その役割を果たすための農政の方向性を示すものとして制定されました。

しかしながら、制定から四半世紀が経過し、生産資材価格の高騰、気候変動による食料生産の不安定化、世界的な人口増加や国際情勢の変化に伴う食料争奪の激化など、食を取り巻く状況は大きく変化し、食料の安定供給リスクは一段と高まっています。

国内においても、人口全体が減少局面に転じ、農業者の減少や高齢化が進む中、将来にわたって持続可能で強固な食料供給基盤を構築することが急務となっています。

こうした状況を踏まえ、国は「食料安全保障の確保」、「環境と調和のとれた食料システムの確立」、「多面的機能の発揮」、「農業の持続的な発展」、「農村の振興」を基本理念とする「食料・農業・農村基本法の一部を改正する法律」（令和6年法律第44号。以下「改正基本法」という。）を制定しました。

改正基本法では、これらの基本理念を具体化するため、国は「食料・農業・農村基本計画」（以下「基本計画」という。）を策定し、食料・農業・農村に関する施策を推進することとされています。

そこで、国は令和7年4月に新たな基本計画を策定し、食料安全保障に関わる情勢の変化や課題を踏まえつつ、食料・農業・農村に関する具体的施策を体系的に整理するとともに、それらの施策の有効性を示すKPIを設定しました。

本町では、町（行政機関）、農業者、農業団体、町民及び事業者の役割を明確にして、持続可能な農業経営に向けた町農業の振興を図るため、平成24年3月に「聖籠町食料・農業・農村基本条例」（以下「基本条例」という。）を制定しました。

これに基づき、平成26年3月に「聖籠町食料・農業・農村基本計画」（以下「本計画」という。）を策定し、計画5年目となる平成31年3月に見直しを行いました。

本計画は、概ね5年ごとに見直すこととしており、農業情勢の変化やこれまでの施策の効果検証を踏まえつつ、今般の改正基本法及び基本計画の策定に合わせ、令和7年度に見直しを行うものです。

2. 計画の期間

本計画は、本町の食料・農業・農村に関する各種施策の基本となる中・長期的な計画であり、「第5次聖籠町総合計画」（計画期間：2021年度～2030年度）との整合を図る観点から、令和8年度（2026年度）を初年度とし、計画策定後5年目に当たる令和12年度（2030年度）を目標年度とします。

なお、農業情勢の変化や施策の効果検証を踏まえ、「聖籠町農業振興協議会」の意見を求めながら、必要に応じて計画の見直しを行うこととします。

3. 位置付け

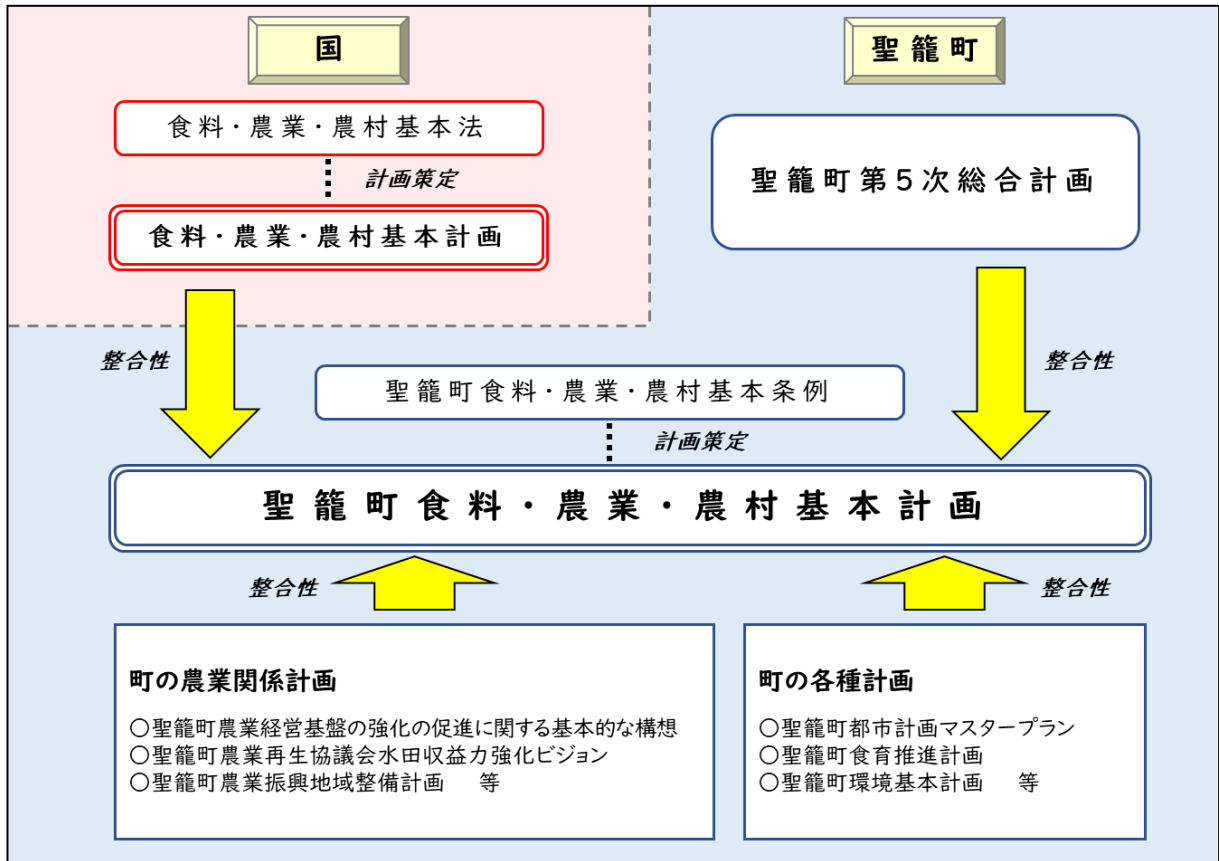
本町においても、国と同様に農業者の減少・高齢化、後継者不足、生産資材価格の高騰に伴う農業経営の悪化、気候変動による作物品質の低下など、農業情勢は大きく変化しています。

そのような状況下において、本町農業には「安全・安心な食料の安定的な供給」が求められており、農業を通じた自然環境の保全、食料・農業・農村に関する施策は、広く町民生活や地域経済と深く結びついています。これらを背景に、町は基本条例を制定し、「町の食料、農業及び農村のあり方」についての基本理念とその実現のために必要な施策の基本方針等を定めたところです。

本計画は基本条例に基づき、農業を通じて町民の命と健康を守り、さらには町の経済、環境、伝統文化等を含めた町民生活を豊かにするための指針とした上で、基本計画や「第5次聖籠町総合計画」と整合を図りながら、食料・農業・農村に関する各種施策の基本指針と位置付けます。

なお、町は毎年度、施策の効果に関する評価を行うとともに、その実施状況について公表することとします。

～ 聖籠町食料・農業・農村基本計画の位置付け ～



第2章 基本理念と基本目標

1. 基本理念

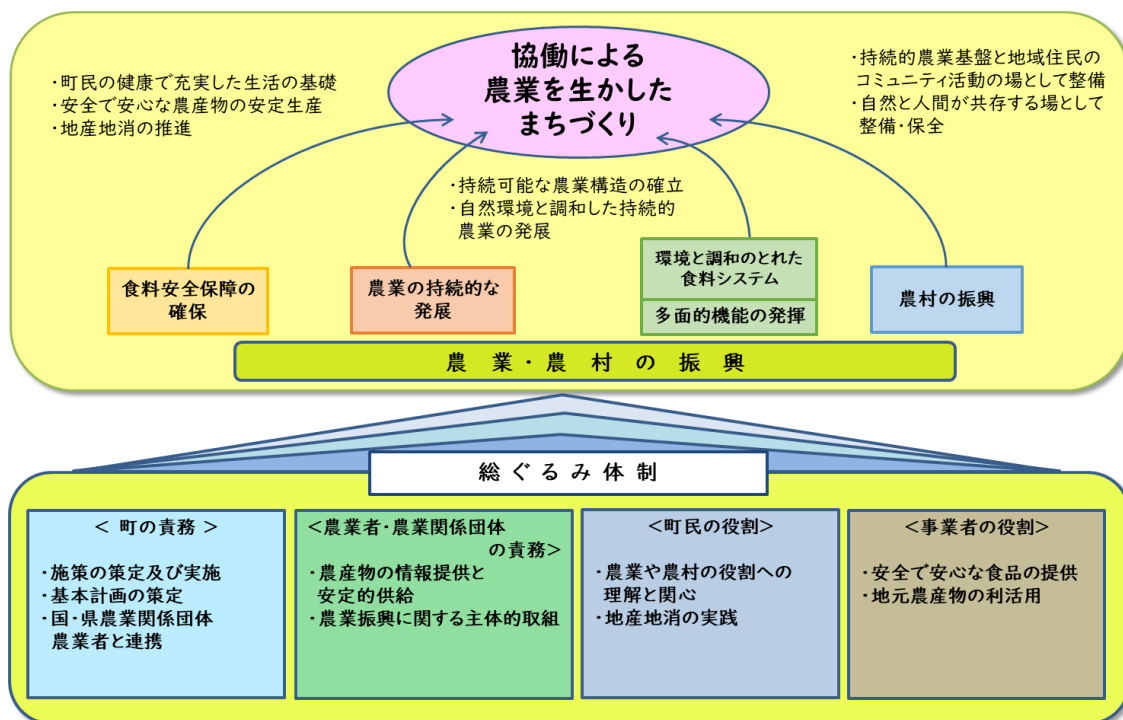
基本条例において、「食料は、健康で充実した生活を営むための基礎として重要なものであることから、地元で安全で安心な農産物が安定的に生産されるとともに、地元農産物の流通及び消費の促進が図られなければならない。」と規定しています。

また、「農業は、農地、農業用水そのほかの農業資源及び担い手が確保され、地域の特性に応じて組み合わされた農業構造が確立されるとともに、自然環境と調和した持続的な発展が図られなければならない。」と規定しています。

さらに、「農村は、農業の持続的な発展の基盤であり、農業者を含めた地域住民の生活の場であるとともに、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成及び文化の伝承等の多面的機能を有することから、自然と人間が共存するための場として、整備及び保全が図られなければならない。」と規定しています。

以上を踏まえ、本計画では、食料・農業・農村を通じて“協働による農業を生かしたまちづくり”を基本理念とします。

～ 基本理念と将来の方向性 ～



2. 将来像

「第5次聖籠町総合計画」では、「生まれて良かった 住んで良かった聖籠町」を基本理念とし、未来に希望をもてる持続可能なまちづくりの実現に向け、4つの目標（安心して安全な生活ができる町、心豊かに暮らせる町、希望と活気にあふれる町、多様な文化が育まれる町）を掲げています。

本町では、これらの目標を達成するため、各分野で目指すべき将来像を示し、必要な施策を推進しています。

農業振興の分野では、“豊かさと活力を創出する産業の振興”を将来像とし、農地などの農業資源の保全等に向けた取組を強化するとともに、意欲ある担い手の確保・育成、生産性向上のための経営基盤の強化、生産基盤の整備等に取り組んでいます。

本計画の基本理念（協働による農業を生かしたまちづくり）及び町の将来像に加え、国の基本理念（食料安全保障の確保、環境と調和のとれた食料システムの確立、多面的機能の発揮、農業の持続的な発展、農村の振興）を踏まえた上で、食料・農業・農村及び環境の各分野における基本目標を次のように定めます。

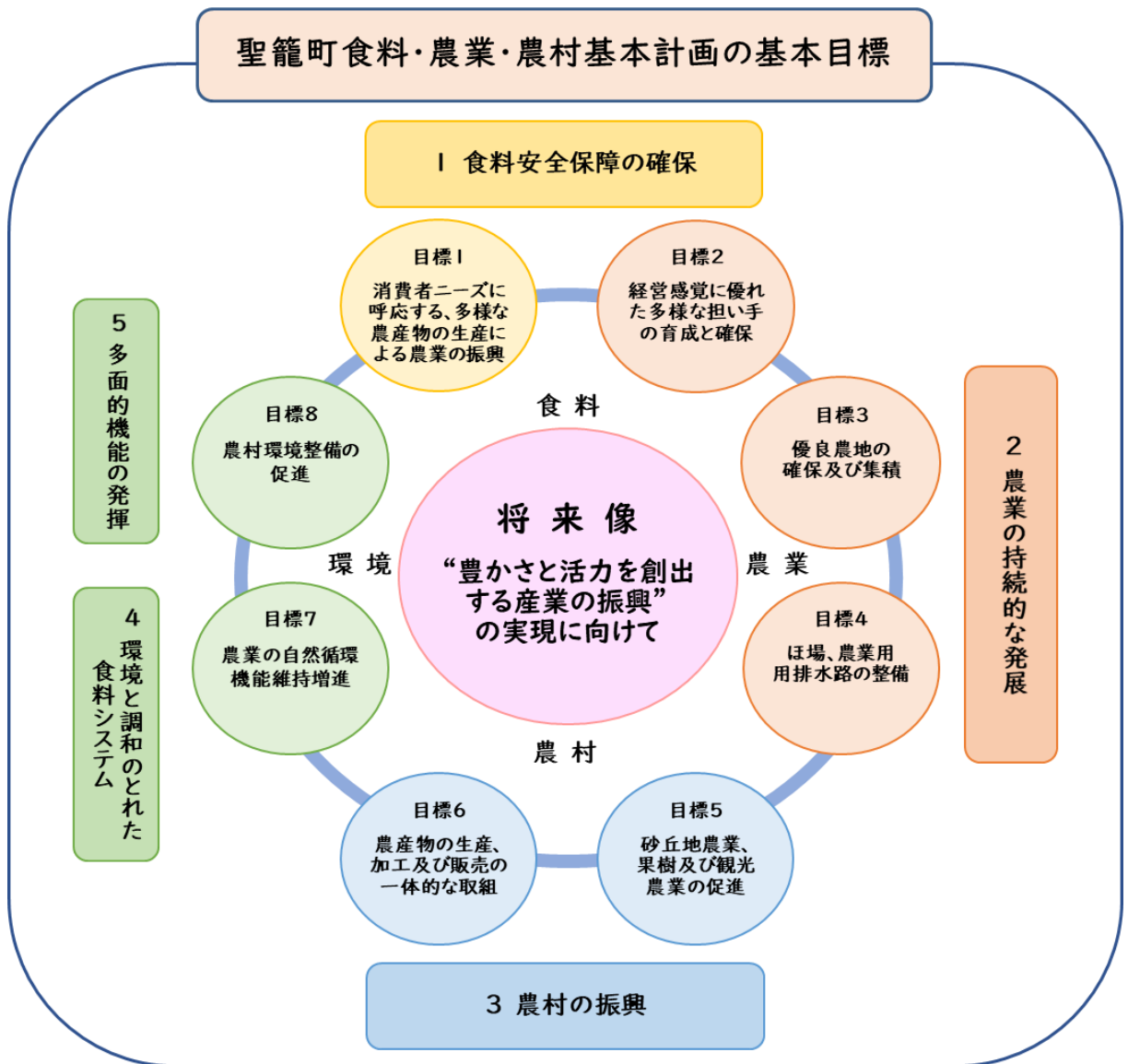


3. 基本目標

(1) 目標の全体イメージ

安全・安心な農産物を持続的に生産し提供するためには、地域農業を支えていく後継者の育成、需要に応じた農産物を生産できる営農体系の確立が重要です。

また、地域資源を生かした農業構造と豊かな農村環境の維持は、消費者や地域の協力が不可欠であり、地域と農業が一体となって継続的に発展することで、町の将来像である“豊かさと活力を創出する産業の振興”を実現することができます。



(2) 各分野における基本目標の方向

1) 食料について

1 食料安全保障の確保

町の基本目標(1) 消費者ニーズに呼応する、多様な農産物の生産による農業の振興

農産物の計画的な生産やコスト低減を進めるとともに、地域振興作物の作付面積拡大や産地化を目指します。

また、地域の土地条件等に沿った新規振興作物の発掘と技術確立により複合営農の推進を図ります。



2) 農業について

2 農業の持続的な発展

町の基本目標(2) 経営感覚に優れた多様な担い手の育成と確保

バランスの取れた次代の本町農業を構築するため、大規模・効率化を目指す農業者の育成に止まらず、農産物加工等特色ある経営を展開する農業者や新規就農者等も含め、経営感覚に優れた多様な担い手の育成と確保に努めます。

町の基本目標(3) 優良農地の確保及び集積

地理的条件等を十分に配慮し、農地中間管理事業や農業経営基盤強化促進事業を活用して、農地の流動化により、認定農業者等への農地集積を図ります。
また、地域計画等の見直しを行い、地域の担い手を明確にして農地の遊休化を防止します。

町の基本目標(4) ほ場、農業用排水路の整備

農地・農道・農業用排水路等の農業基盤整備の向上を図り、意欲ある農業者への利用集積を促進します。
また、遊休農地の発生抑制や利活用に取り組み、砂丘地農業の確立と営農支援体制の整備を進めます。



3) 農村について

3 農村の振興

町の基本目標(5) 砂丘地農業、果樹及び観光農業の促進

聖籠ブランドとして定着した果樹や砂丘地の振興品目については、積極的なPRと更なる振興に取り組めます。

町の基本目標(6) 農産物の生産、加工及び販売の一体的な取組

町内の農産物の高付加価値化や販路拡大を図るため、農業者と食品産業・観光関連事業者とのマッチング機会の創出や6次産業化のための指導・助言の強化を図ります。

また、農業者と食品加工業者等との連携開発による新たなブランド作物の導入と育成に取り組めます。



4) 環境について

4 環境と調和のとれた食料システム

町の基本目標(7) 農業の自然循環機能維持増進

安全・安心な農産物の提供や環境に配慮した農業を進めるため、化学肥料・化学合成農薬の適正使用やこれらの使用を減じた農業を積極的に推進します。

また、未利用資源を活用した土づくりを通じて、地域ぐるみで環境保全型農業の普及に努めます。

町の基本目標(8) 農村環境整備の促進

農業者と消費者との交流を一層進めるとともに、集落住民が一体となった共同活動を通じて、農業・農村の有する多面的機能に対する町民の理解度向上を図ります。

また、安全で快適な生活基盤を確保するため、集落内の環境美化活動や用排水路沿いへの景観植物の植栽等による農村環境づくりを積極的に進めます。

さらに、農村地域に潜在的に現存する自然環境や景観など、農村地域特有のアメニティの形成を推進します。

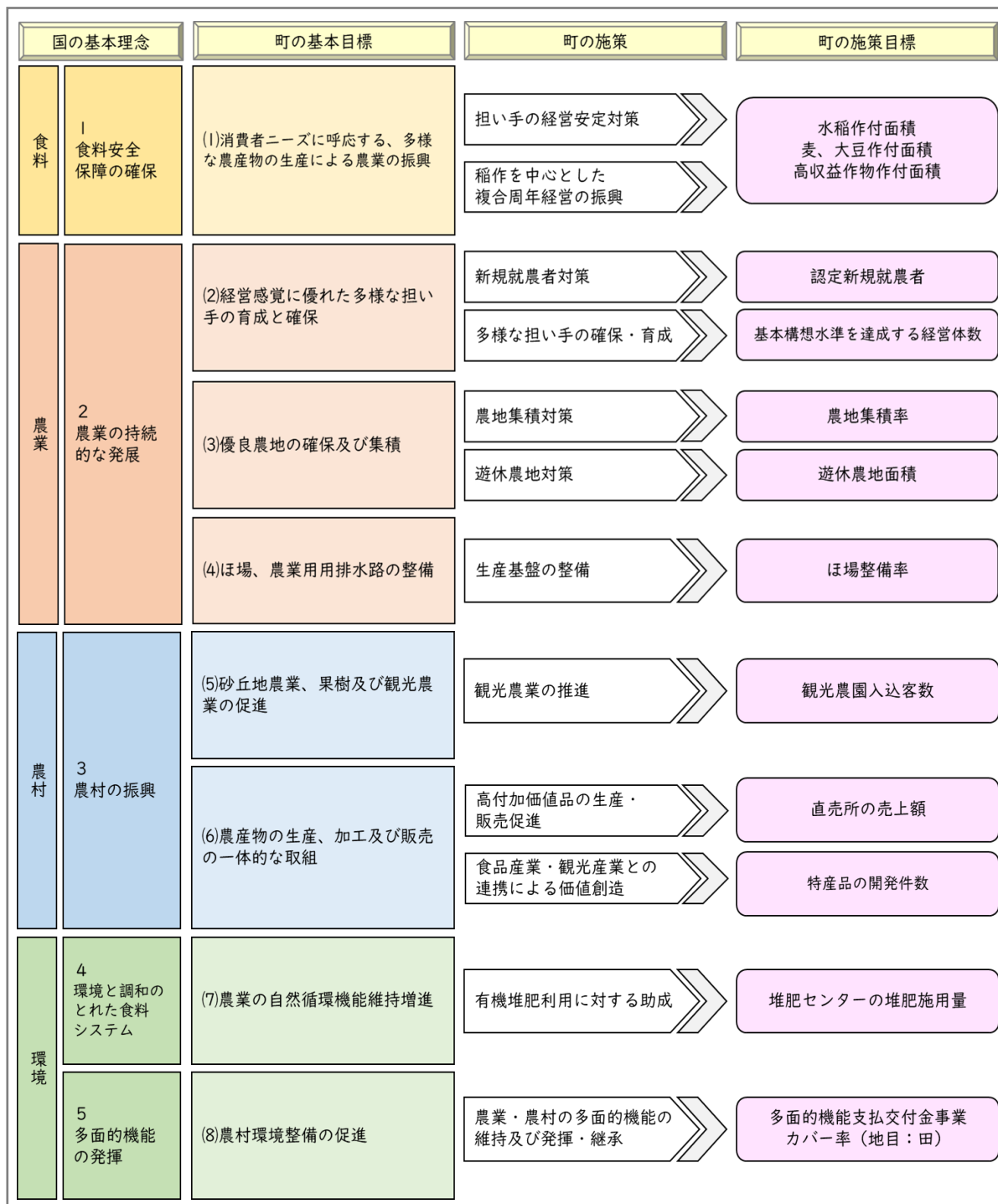


第3章 基本目標に基づく施策の展開

1. 施策の体系

町の特性や現状及び課題を踏まえて、基本目標ごとに施策を設定しました。各基本目標と施策を体系的に整理すると以下のとおりです。

～ “豊かさと活力を創出する産業” の振興の実現に向けて（体系の全体図）～



2. 重点施策の展開と指標

1 食料安全保障の確保

**基本目標(1) 消費者ニーズに呼応する、
多様な農産物の生産による農業の振興**

基幹作物である水稻に加え、水田における大豆・麦や高収益作物（野菜・果樹）などの多様な農産物の生産を進めることで、消費者ニーズひいては需要に応じた作物生産を推進します。

施策内容

① 担い手の経営安定対策

- ・ 担い手の農業経営の安定を図るため、必要に応じた各種対策を関係機関と協力・連携しながら講ずるよう努めます。

② 稲作を中心とした複合周年経営の振興

- ・ 水稻を基幹作物としつつ農業経営を安定させるため、果樹栽培、園芸栽培などの拡大を促進するとともに、集団化・団地化を進め、質・量の向上を図ります。また、技術指導、経営指導など、さらには流通販売路の確立を農業者団体と連携し推進します。

施策目標

指標名	現状値 (2024年)	中間目標値 (2028年)	目標値 (2030年)
水稻作付面積	898ha	890ha	885ha
大豆・麦作付面積	165ha	170ha	174ha
高収益作物（野菜・果樹）作付面積	23ha	26ha	27ha

2 農業の持続的な発展

基本目標(2) 経営感覚に優れた多様な担い手の育成と確保

将来の本町農業を担う若手農業者を中心に、農業委員会等の関係機関と連携しながら、青年農業者間のネットワーク構築や他産業との交流を促進します。これにより、農業経済のグローバル化や農業技術の高度化に的確に対応できる、広い視野と経営感覚を有する意欲的な担い手の育成を図ります。

また、認定農業者に対しては、農業経営基盤強化資金や農業近代化資金などの制度資金や補助事業の活用を支援し、経営基盤の強化を図ります。あわせて、農業経営改善計画の達成状況の把握、必要な指導や再認定の推進など、関係機関と連携したフォローアップに取り組みます。

施策内容

① 新規就農者対策

- ・ 農業従事者の高齢化や後継者問題が進んでいることを踏まえ、新規就農者などの多様な担い手の確保と育成対策を推進します。
- ・ 担い手の不足は、遊休農地（耕作放棄地）の発生といった問題とも深く関わっています。そのため、新規就農者等の新たな担い手の確保・育成を推進するとともに、担い手のなくなった農地をこうした新たな担い手に結び付ける取組も検討します。

② 多様な担い手の確保・育成

- ・ 専業・兼業農家、高齢農家など多様な構成員からなる地域農業を持続的な地場産業として推進するため、中心的な担い手として集中していく経営資源の受け皿となる認定農業者や認定新規就農者、法人など、多様な担い手の確保・育成を図るとともに、その経営の安定に向け支援に努めます。
- ・ 担い手の減少に伴い、限られた担い手への農地集積が加速していきます。これにより経営の大規模化や生産コストの削減、作業の効率化の観点から、法人化等の組織化やスマート農業の導入が重要な取組となるため、その動きを支援します。

施策目標

指標名	現状値 (2024年)	中間目標値 (2028年)	目標値 (2030年)
新規就農者数 (直近5か年)	延べ7人	延べ7人	延べ10人
基本構想水準を 達成する経営体数	36経営体	50経営体	57経営体



基本目標(3) 優良農地の確保及び集積

良好な営農環境の維持と安全・安心な食料の安定供給のため、関係機関との連携により、土地の有効利用と農業の健全な発展を目的とする農業振興地域制度を適切に運用し、優良農地の確保に努めます。

また、地理的条件等を十分配慮し、農地中間管理事業や農業経営基盤強化促進事業の活用により、認定農業者等の中心的な担い手への農地集積を図り、効率的な農地の活用を推進します。

施策内容

① 農地集積対策

- ・ 農地中間管理事業を活用して、認定農業者等への農地集積を促進します。また、地域計画や基盤整備事業を推進する過程で、地域の担い手に農地を集積するとともに農地の集約を図り、併せて遊休農地の解消や耕作放棄地発生防止に努めます。

② 遊休農地対策

- ・ 遊休農地は、農産物のみならず生活環境への影響も懸念されるため、農地が有効活用されるよう所有者に是正を促します。また、社会的な問題として認識し、関係機関との連携を図り、組織的な施策を講じて解消に努めるとともに活動の支援を推進します。
- ・ 農業委員と農地利用最適化推進委員が連携し、農地の巡回や、農地の適正な管理が行われるよう指導を行う等、遊休農地の解消に努めます。

施策目標

指標名	現状値 (2024年)	中間目標値 (2028年)	目標値 (2030年)
農地集積率 ¹	73.5%	85%	90%
遊休農地面積	6.4ha	5.3ha	4.5ha

(1. 聖籠町農業委員会「最適化活動の目標の設定等」による。)

基本目標(4) ほ場、農業用排水路の整備

ほ場整備事業により農業生産基盤を整備し、生産コストの低減や農地集積の進展を図るため、農業者、県及び土地改良区と連携し、地域の実情や立地条件に応じた農業生産基盤整備（ほ場の再整理・大区画化、農業用排水路、農業用水利施設等）を推進します。

また、基盤整備に当たっては、自然環境や生態系の保全に配慮し、周辺環境との調和を図ります。

施策内容

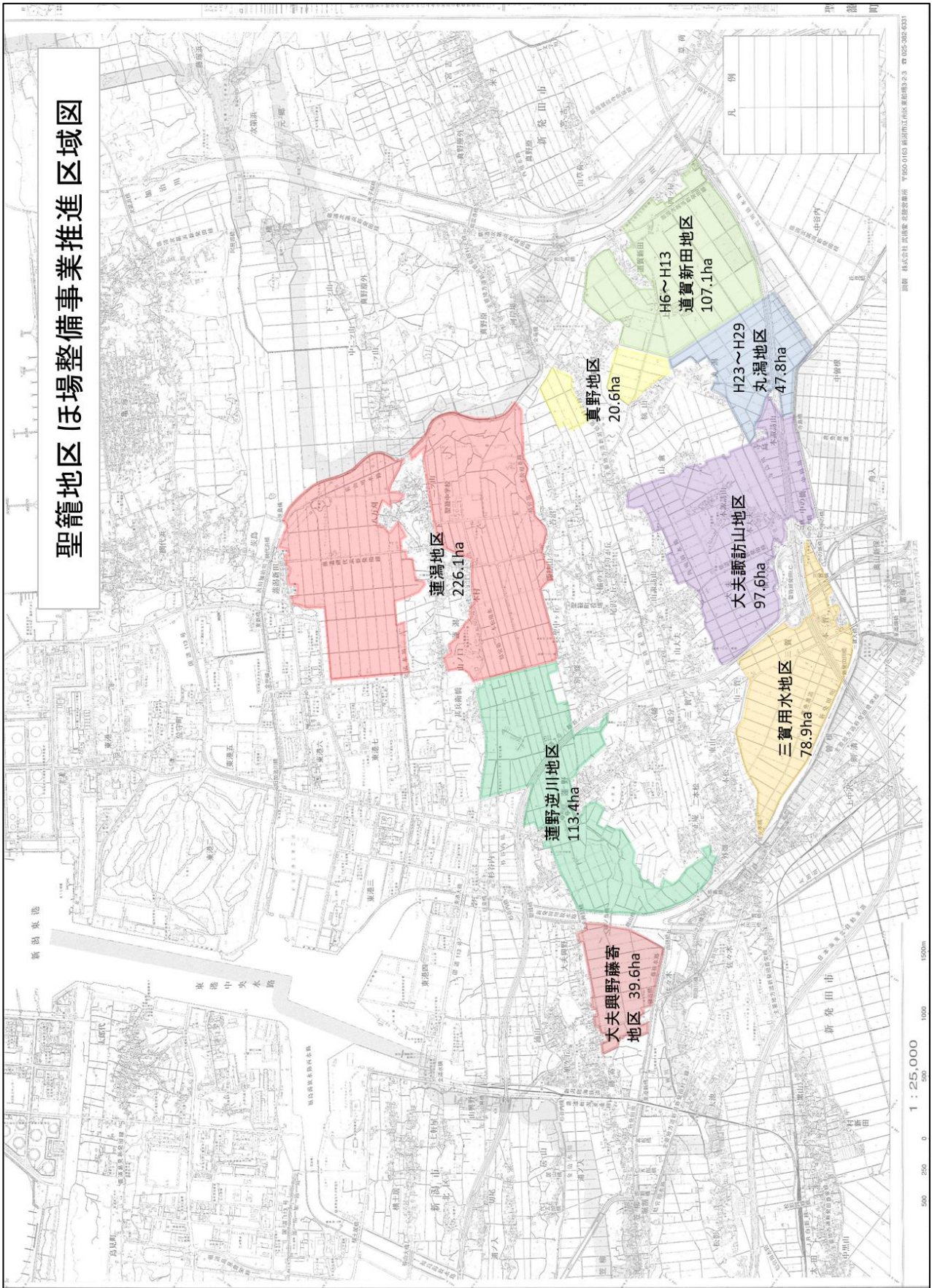
○ 生産基盤の整備

- ・ 水田農業におけるほ場は、大型化と稲作以外の作物に対応できる汎用化が求められている現状から、基盤整備事業が継続して推進されるよう県等へ働きかけます。
また、農地や農業用水、農業用排水施設等は、農業生産活動にとって重要な生産資源であり、国土・環境保全、水源のかん養、水田が持つ保水による防災機能、やすらぎなど、広く町民の暮らしを支える多面的機能を発揮してきました。そして、長い歴史・文化の中で、地域に住む人々の協働により、維持保全が図られてきており、こうした農地等を公的な観点から保全します。

施策目標

指標名	現状値 (2024年)	中間目標値 (2028年)	目標値 (2030年)
ほ場整備率	31.54%	36.49%	40.18%





3 農村の振興

基本目標(5) 砂丘地農業、果樹及び観光農業の促進

本町は、新潟県北部に広がる蒲原平野の北部に位置し、平坦な砂丘地と平場の農用地の生かし、水稻を基幹に野菜や果樹、畜産を組み合わせた農業生産を展開してきました。

特に観光農園（ぶどう・さくらんぼ）は、町内外からの来園者により盛況で、果樹の里「聖籠町」として定着しています。

今後は、特産物としての付加価値を高めるために、加工品の開発などで需要の拡大を図るとともに、栽培面積の拡大及び安定生産に向けた技術向上を推進し、果樹産地としての一層の定着を目指します。

施策内容

○ 観光農業の推進

- ・ 果樹を主体とした従来の観光農業を一層促進するため、それぞれの観光農園で行っている新品種や新たな栽培技術の導入、個人でのブランド化など、独自の取組を支援します。

施策目標

指標名	現状値 (2024年)	中間目標値 (2028年)	目標値 (2030年)
観光農園入客数	61,800人	68,000人	73,000人

(新潟県「新潟県観光入込客統計調査」による。)



基本目標(6) 農産物の生産、加工及び販売の一体的な取組

農業者と食品製造・加工業をはじめとする他産業との連携により、農業者が農産物の生産だけでなく、食品加工や流通・販売にも主体的かつ総合的に関わることで、町の特色ある農産物に新たな付加価値を創出し、所得向上と地域活性化につながる取組を積極的に支援します。

また、町内農産物の高付加価値化や販路拡大を図るため、関係機関と連携し、農産物のブランド化や食品産業・観光関連事業者とのマッチング機会の創出、6次産業化に向けた指導・助言の強化に取り組みます。

施策内容

① 高付加価値品の生産・販売促進

- ・ 消費者ニーズに応じた売れる農産物の生産や有機栽培、個人でのブランド展開など、高付加価値品の生産に積極的に取り組む農業者を支援するとともに、農産物加工センターを有効活用した特産品の開発を積極的に推進します。
- ・ 本町農産物の安全・高品質を生産者等が自ら消費者にアピールし、顧客の確保や販路の拡大を図る取組への支援を進めます。

② 食品産業・観光産業との連携による価値創造

- ・ 聖籠産農産物を利用した特産加工品の開発を推進するとともに、観光施設などを通じて良質な聖籠産農産物を使用したメニューを提供することによってリピーターや口コミなどによる拡大販売が進むよう、食品産業と観光産業との連携による新たな価値をつくりあげること努めます。

施策目標

指標名	現状値 (2024年)	中間目標値 (2028年)	目標値 (2030年)
直売所の売上額 ¹	69,725千円	158,000千円	205,000千円
特産品の開発件数 (計画期間中)	—	延べ4件	延べ8件

(1.新潟県「新潟県農産物直売所調査」による。)

4 環境と調和のとれた食料システム

基本目標(7) 農業の自然循環機能維持増進

近年、化学肥料・化学合成農薬の多用による土壌汚染や農地の生産力低下が問題となっています。

安全・安心な農産物の提供や環境に配慮した農業を推進するため、化学肥料・化学合成農薬の適正使用やこれらを減じた農業を積極的に推進するため、有機堆肥による土づくり、減農薬・減化学肥料栽培の普及に取り組みます。

施策内容

○ 有機堆肥利用に対する助成

- ・ 畜産振興、砂丘地農業の振興を図るため、家畜ふん堆肥を活用した資源循環型農業を推進します。
- ・ 環境負荷の少ない農業を普及するため、減農薬・減化学肥料栽培作物や有機栽培作物の振興を図ります。
- ・ 畜産農家の維持に向けた支援のあり方を検討するとともに、粃殻を活用した土づくりを推進します。

施策目標

指標名	現状値 (2024年)	中間目標値 (2028年)	目標値 (2030年)
堆肥センターの 堆肥施用量	758.2 t	780 t	780 t

(聖籠町堆肥利用組合の実績報告による。)



5 多面的機能の発揮

基本目標(8) 農村環境整備の促進

農業・農村の多面的機能の一つとして、「良好な田園景観の形成機能」があります。これは農業生産活動により美しい景色・景観が形成され、地域住民やそこを訪れる人々の心を和ませる働きを言います。この機能を維持・発揮するためには、地域農業への理解と町民の支援が不可欠です。

このため、農業者と消費者との交流を一層進めるとともに、集落住民が一体となって行う共同活動を通じて、農業・農村の多面的機能に対する町民理解の向上を図ります。

施策内容

○ 農業・農村の多面的機能の維持及び発揮・継承

- ・ 農地を農業生産の場としてだけでなく、地域住民や都市住民が景観の美しさなどを体感できる環境として保全するため、農業施設（農業用排水路施設、農業用道路など）の整備に努めるとともに、農業・農村の有する多面的機能の維持及び発揮・継承を図るための地域の共同活動を支援し、地域資源の適切な保全管理を推進します。

施策目標

指標名	現状値 (2024年)	中間目標値 (2028年)	目標値 (2030年)
多面的機能支払交付金事業カバー率 (地目：田)	82.58%	82.58%	82.58%



町の将来像である“豊かさと活力を創出する産業の振興”の実現に向け、本計画における施策目標の現状値及び目標値を整理すると以下のとおりです。

これらの施策に加え、町農業が抱える課題である農業用機械等の価格高騰に対応するため、農業所得の増大に資する販路拡大など、農業者による自主的な取組を推進します。あわせて、持続的な農業の確立に向け、農業委員会と連携し、新たに農業経営を開始しようとする者に対して農地に関する相談対応やあっせん等を行います。

また、環境に配慮した栽培方法の普及を図るため、国・県補助事業に関する情報提供を行うとともに、町補助事業の認知度向上を図るため、広報等を通じた周知を強化します。これらの各種施策を並行して推進することで、諸課題の解決を図ります。

	町の基本目標	町の施策目標	現状値 (2024年)	目標値 (2030年)
食料	(1) 消費者ニーズに呼応する、多様な農産物の生産による農業の振興	水稲作付面積	898ha	885ha
		大豆・麦作付面積	165ha	174ha
		高収益作物（野菜・果樹）作付面積	23ha	27ha
農業	(2) 経営感覚に優れた多様な担い手の育成と確保	新規就農者数（直近5か年）	延べ7人	延べ10人
		基本構想水準を達成する経営体数	36経営体	57経営体
	(3) 優良農地の確保及び集積	農地集積率	73.5%	90%
		遊休農地面積	6.4ha	4.5ha
(4) ほ場、農業用排水路の整備	ほ場整備率	31.54%	40.18%	
農村	(5) 砂丘地農業、果樹及び観光農業の促進	観光農園入客数	61,800人	73,000人
	(6) 農産物の生産、加工及び販売の一体的な取組	直売所の売上額	69,725千円	205,000千円
特産品の開発件数（計画期間中）		—	延べ8件	
環境	(7) 農業の自然循環機能維持増進	堆肥センターの堆肥施用量	758.2t	780t
	(8) 農村環境整備の促進	多面的機能支払交付金事業カバー率（地目：田）	82.58%	82.58%

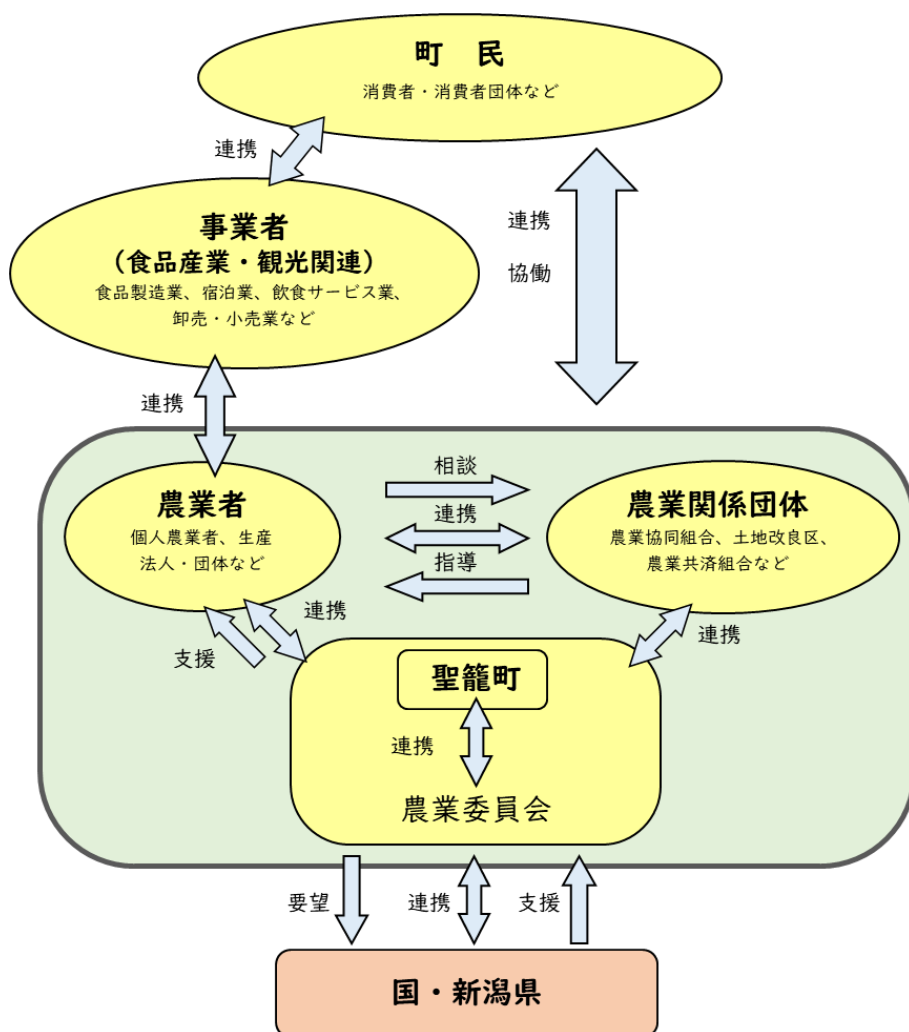
第4章 計画の推進に向けて

1. 計画の推進体制

本計画の推進に当たっては、農業者及び農業関係団体が地域づくりの主体であるという見地から、農業者等の自主的な取組への支援を基本とし、国や県、関係機関のほか、事業者（食品産業・観光関連）等と緊密に連携しながら、農業・農村の振興を図ります。

また、食料・農業・農村の果たす役割について、町民が広く関心を持ち、理解を深めることが肝要であるため、広報・啓発活動を積極的に行います。

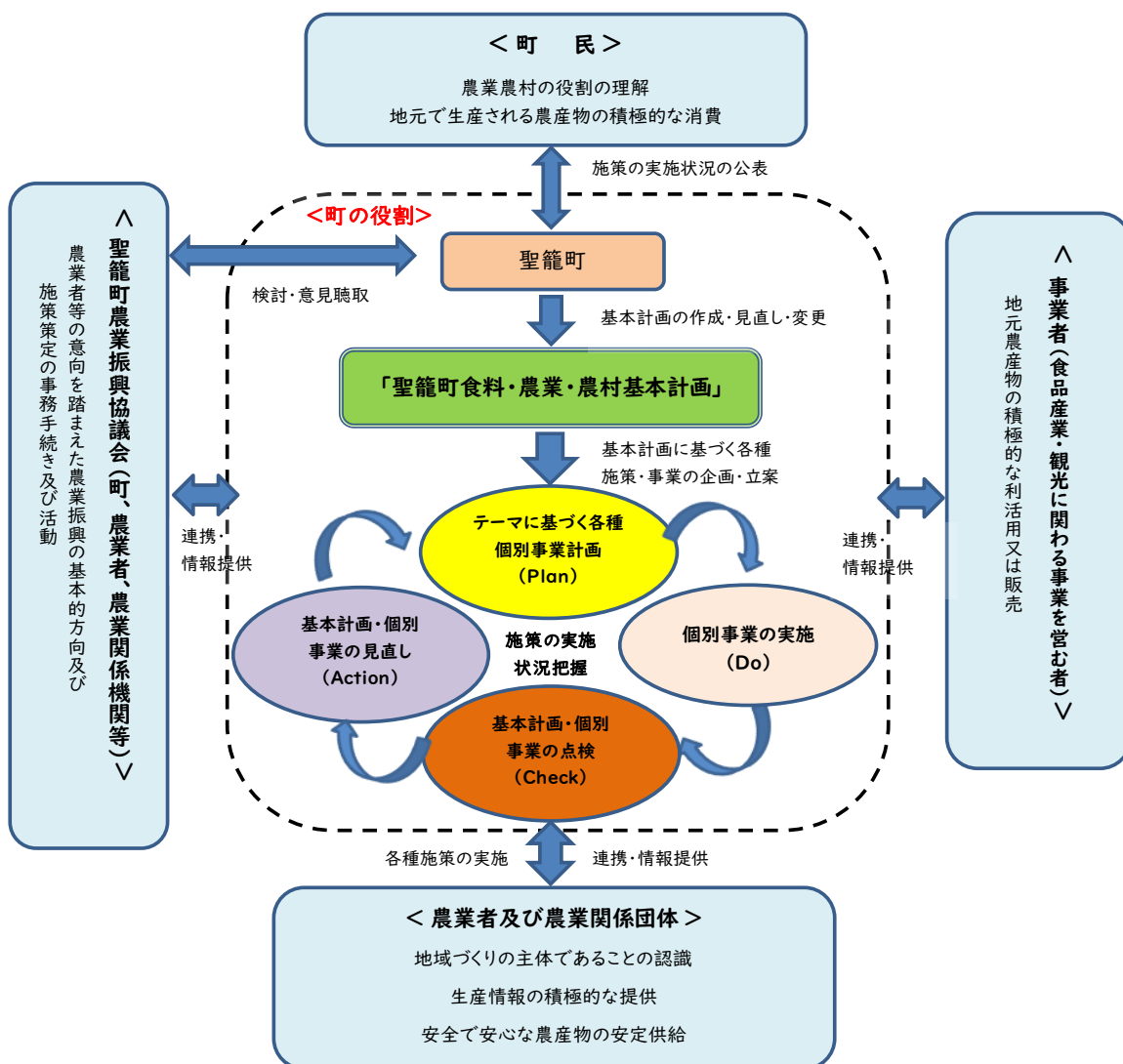
さらに、事業者に対しては、地元農産物の積極的な利活用を促進するとともに、農業と観光業の協働取組を支援するなど、町（行政機関）、町民、農業者・農業関係団体、事業者が一体となった包括的な体制の下、計画を推進します。



2. 計画の進行管理

本計画を着実に推進するため、町は毎年度、各種施策の実施状況や進捗状況を点検・検証し、町民に広くその結果を公表します。

また、点検・検証の結果、計画内容や施策の見直しが必要と判断される場合は、町、農業者、関係機関等で構成される「聖籠町農業振興協議会」に意見を求め、調整・変更することとします。



資料編

1. 聖籠町食料・農業・農村基本条例

聖籠町食料・農業・農村基本条例

平成24年3月12日

条例第4号

聖籠町は、新潟県北部の飯豊連峰に源を発する加治川下流の海岸地帯に位置し、日本海に沿って砂丘地帯が形成されており、ほぼ平坦な地形で、農業が基幹産業となっています。一方、昭和38年から開発が始まった国際拠点港湾である新潟東港と併せて造成された工業地帯が町面積の約4分の1を占め、従来の農村的雰囲気が色濃く残る「農村機能」と工業地帯等により都市化が進展した「都市機能」とが共存した姿を示しています。

聖籠町の農業は、立地条件を生かして水稻を基幹とした果樹、野菜等との複合経営を主流とし、良質な農産物を生産して地域経済の発展に大きく貢献しています。しかし、近年の農業を取り巻く状況は厳しく、農業従事者の高齢化や後継者不足から農家数は減少を続けており、担い手の確保と育成やさらなる経営の合理化と近代化等の対策が求められています。

このような課題に対応し、聖籠町の農業及び農村の振興を図るためには、農業者の意欲はもとより、町民一人ひとりが、食料、農業及び農村の町民生活に果たしている役割の重要性を理解し、関心を深めていくことが大切であり、とりわけ子どもの頃からの関わりが重要であるという認識のもと、学校、家庭及び地域の連携を図りながら、こうした活動に取り組んでいくことが必要です。

聖籠町の農業及び農村を魅力あるものにし、持続的発展を図るため、また、聖籠町、農業者、農業関係団体、町民及び事業者がそれぞれ協働し、農業を生かした「まちづくり」を進めるため、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、本町の食料、農業及び農村のあり方についての基本理念及びその実現に必要な施策の基本方針等を定め、町、農業者、農業関係団体、町民及び事業者の責務及び役割を明らかにするとともに、食料、農業及び農村に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって農業及び農村の振興並びに豊かで住みよい地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 農業者とは、本町において農業を営む個人、法人及び団体をいう。
- (2) 農業関係団体とは、農業協同組合、土地改良区、農業共済組合そのほかの本町の農業

に関わる団体をいう。

(3) 事業者とは、本町において食品産業に関わる事業を営む個人、法人及び団体をいう。

(基本理念)

第3条 食料は、健康で充実した生活を営むための基礎として重要なものであることから、地元で安全で安心な農産物が安定的に生産されるとともに、地元農産物の流通及び消費の促進が図られなければならない。

2 農業は、農地、農業用水そのほかの農業資源及び担い手が確保され、地域の特性に応じて組み合わされた農業構造が確立されるとともに、自然環境と調和した持続的な発展が図られなければならない。

3 農村は、農業の持続的な発展の基盤であり、農業者を含めた地域住民の生活の場であるとともに、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成及び文化の伝承等の多面的機能を有することから、自然と人間が共存するための場として、整備及び保全が図られなければならない。

(町の責務)

第4条 町は、前条に規定する基本理念に基づき、食料、農業及び農村に関する施策を策定し、実施しなければならない。

2 町は、前項の施策を実施するに当たっては、国、県、農業者、農業関係団体及び事業者と適切な連携を図らなければならない。

(農業者及び農業関係団体の責務)

第5条 農業者及び農業関係団体は、農村における地域づくりの主体であることを認識し、自ら生産又は供給する食料について、積極的に情報を提供するとともに、安全で安心できる農産物の安定的な供給を図り、農業及び農村の振興に関し主体的に取り組まなければならない。

(町民の役割)

第6条 町民は、食料、農業及び農村の町民生活に果たしている役割の重要性を理解し、関心を深め、地元で生産される農産物を積極的に消費するとともに健康で豊かな食生活の実践に努めるものとする。

(事業者の役割)

第7条 事業者は、安全で安心な食品を消費者に供給するとともに、地元農産物の積極的な利用を図る等、その事業活動において農業及び農村の振興に取り組むよう努めるものとする。

(施策の基本方針)

第8条 町の食料、農業及び農村に関する施策は、次に掲げる事項を踏まえ、当該施策相互の連携を図りながら推進するものとする。

- (1) 意欲を持つ農業者への支援並びに農業後継者及び新規就農者そのほかの多様な担い手の確保と育成を図ること。
- (2) 農業の生産基盤であるほ場、農業用道路及び農業用排水路の整備を図ること。
- (3) 遊休農地の解消等により優良農地を確保し、担い手に集積を図ること。
- (4) 基幹作物である水稻、地域の特性を生かした砂丘地農業、果樹及び観光農業等の一層の促進を図ること。
- (5) 農作業の効率化を図り、農産物の生産性を高め、収益性の高い農業の確立を図ること。
- (6) 美しい農村景観の保全、文化の伝承等、農業及び農村が有する多面的機能の維持及び発揮を図ること。
- (7) 有機質資源を活用した土づくりの促進等農業の自然循環機能の維持増進を図ること。
- (8) 安全で安心な農産物を生産し、学校給食へ食材を提供する等の地産地消の促進を図ること。
- (9) 農業者及び商工業者との連携並びに農産物の生産、加工及び販売の一体的な取組を図ること。
- (10) 学校、家庭及び地域社会と連携した食と農に関する教育及び食文化の伝承を図ること。
- (11) そのほか食料に関すること並びに農業及び農村の振興を図るために必要なこと。

(基本計画の策定)

第9条 町長は、第4条第1項に規定する施策を総合的かつ計画的に推進するため、食料・農業・農村基本計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

(農業振興協議会への諮問)

第10条 町長は、前条の基本計画を策定し、又は変更しようとするとき並びに食料、農業及び農村に関する重要な決定を行おうとするときは、聖籠町農業振興協議会の意見を聴くものとする。

(実施状況の公表)

第11条 町長は、基本計画に基づく施策の実施状況を取りまとめ、毎年公表するものとする。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

2. 経過・体制

(1) 聖籠町食料・農業・農村基本計画検討経過（農業振興協議会）

整理番号	年 月 日	主な内容
第1回	令和7年7月7日	(1)次期聖籠町食料・農業・農村基本計画の策定について (2)聖籠町食料・農業・農村基本計画に関するアンケート調査について
第2回	令和8年2月2日	(1)聖籠町食料・農業・農村基本計画に関するアンケート調査結果について (2)次期聖籠町食料・農業・農村基本計画の素案について
第3回	令和〇年〇月〇日	

(2) パブリックコメントの経過

整理番号	期 間	ご意見・ご提言の内容（要旨）	聖籠町の考え方
1	令和8年2月13日～ 令和8年3月14日		

(3) 農業振興協議会委員名簿（令和7年4月1日現在）

所 属	役 職	氏 名	備 考
聖籠町	聖籠町長	西脇 道夫	会長
北越後農業協同組合聖籠支店	経営管理委員	高崎 康也	
北越後農業協同組合営農販売部 新発田営農センター	営農センター長	渋谷 賢志郎	
聖籠町農業委員会	会長	宮下 吉勝	副会長
聖籠土地改良区	理事長	渡邊 昇	
新潟県農業共済組合下越支所	理事	曾我 崇	
聖籠町認定農業者会	会長	堀 正弘	
聖籠町認定農業者会	副会長	曾根 健一	
女性農業者		相馬 絢子	
女性農業者		宮野 亜矢子	

3. 聖籠町食料・農業・農村基本計画に関するアンケート調査結果報告書

(1) 調査目的

本調査は、町民が町に期待する具体的な施策について調査を実施するとともに、農業経営の現状と課題の把握を行い、聖籠町食料・農業・農村基本計画の検討における基礎資料を得るために実施したものです。

(2) 調査対象者及び調査方法

項目	内容
調査対象	一般町民（16歳以上）、農業者（地域計画に位置付けられた者）
配布数	一般町民 1,000 人、農業者 174 人 合計 1,174 人
抽出法	一般町民：無作為 農業者：地域計画（令和7年3月末策定）に基づく
調査方法	郵送による配布、郵送・Webによる回収
調査時期	令和7年8月～9月
調査地域	町内全域

(3) 調査結果の見方

- ① 問1～問15は一般町民・農業者共通の設問であり、問16～問28は農業者のみを対象とした設問です。
- ② 「n」の数値は、設問への回答者数を表します。
- ③ 回答の比率（％）は、小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位までを表記しています。このため、回答率の合計が100.0%にならない場合があります。
- ④ 回答の比率（％）は、その設問の該当者数を基数として算出しました。したがって、複数回答の設問については、回答率の合計が100.0%を超えることがあります。
- ⑤ 自由記載の回答は、事務局にて主なご意見を整理した形で掲載しています。

(4) 配布数及び回収結果

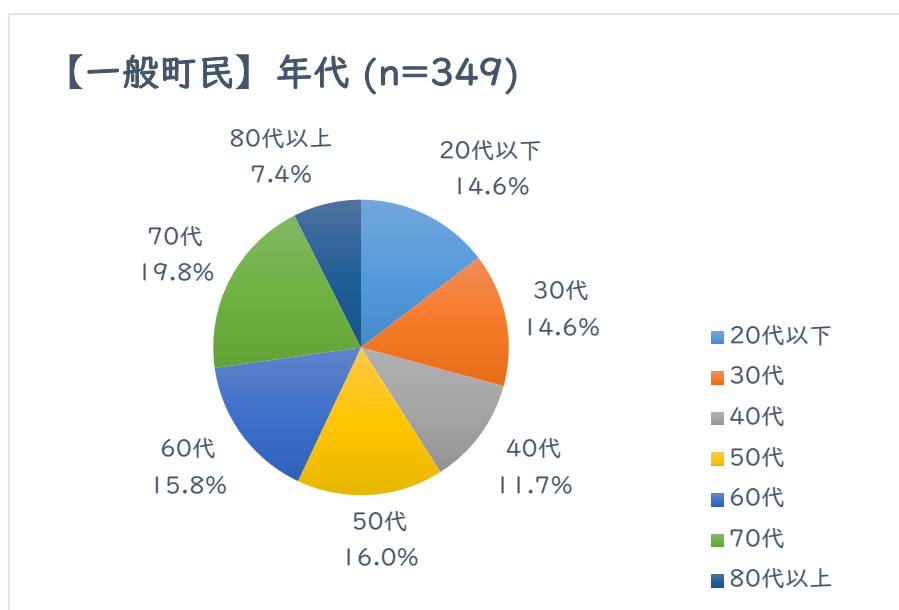
	一般町民	農業者	合計
配布数	1,000 人	174 人	1,174 人
有効回収数	355 人	96 人	451 人
有効回収率	35.5%	55.1%	38.4%

聖籠町食料・農業・農村基本計画に関する アンケート調査集計結果

問1) 令和7年7月31日現在のあなたの年代をお選びください。

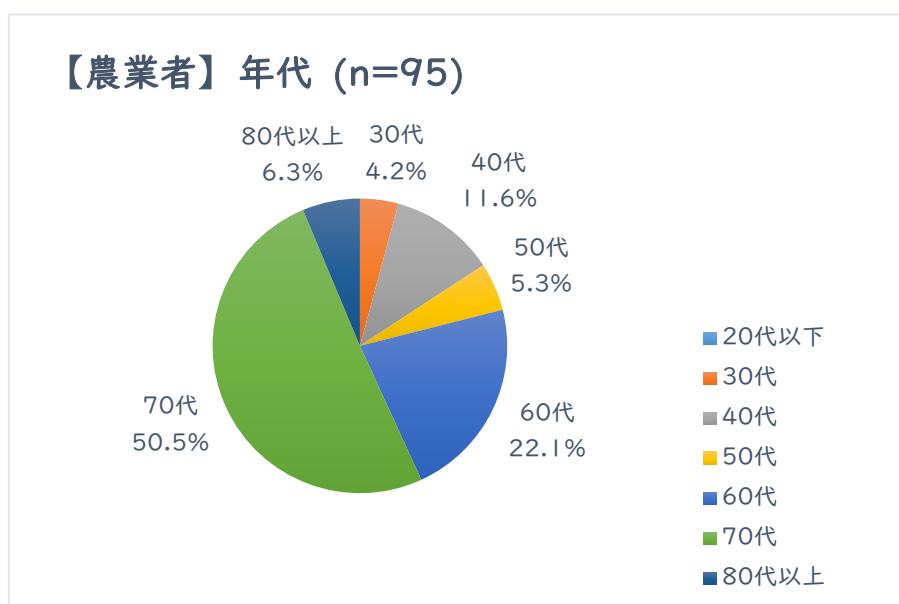
【一般町民】

年代別については、「70代」が19.8%、「50代」が16.0%、次いで「60代」が15.8%となっています。



【農業者】

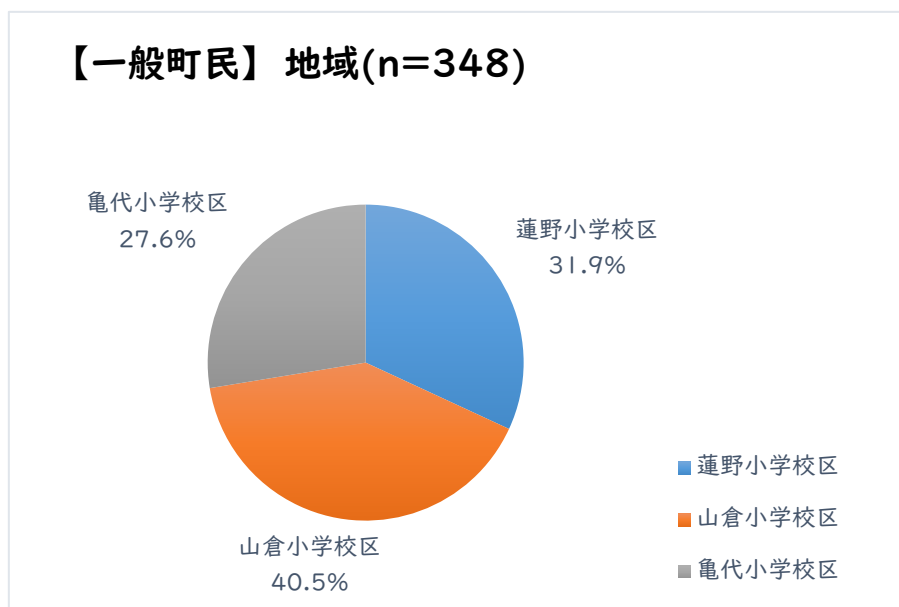
年代別については、「70代」が50.5%、「60代」が22.1%、次いで「40代」が11.6%となっています。



問2) あなたのお住いの地域をお選びください。

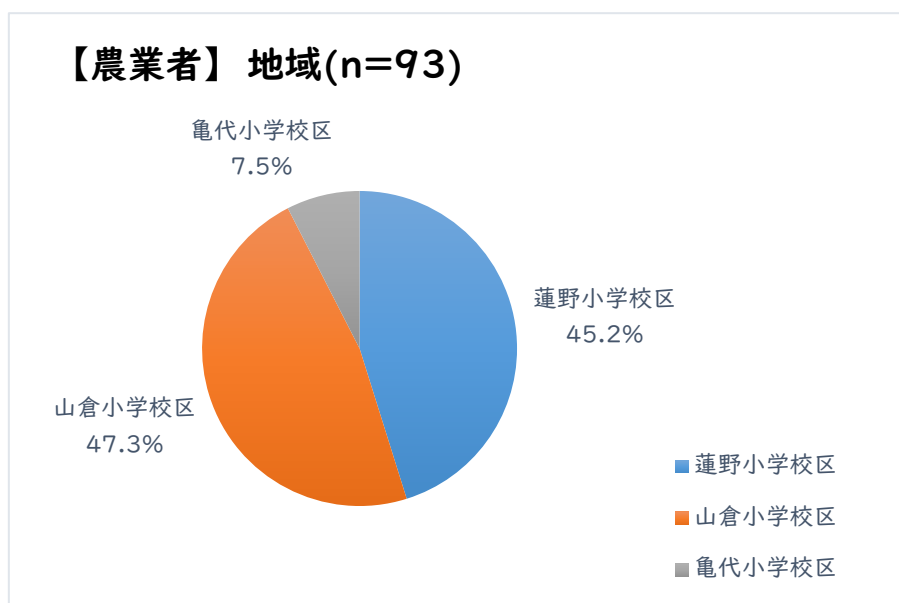
【一般町民】

地域別については、「山倉小学校区」が40.5%、「蓮野小学校区」が31.9%、次いで「亀代小学校区」が27.6%となっています。



【農業者】

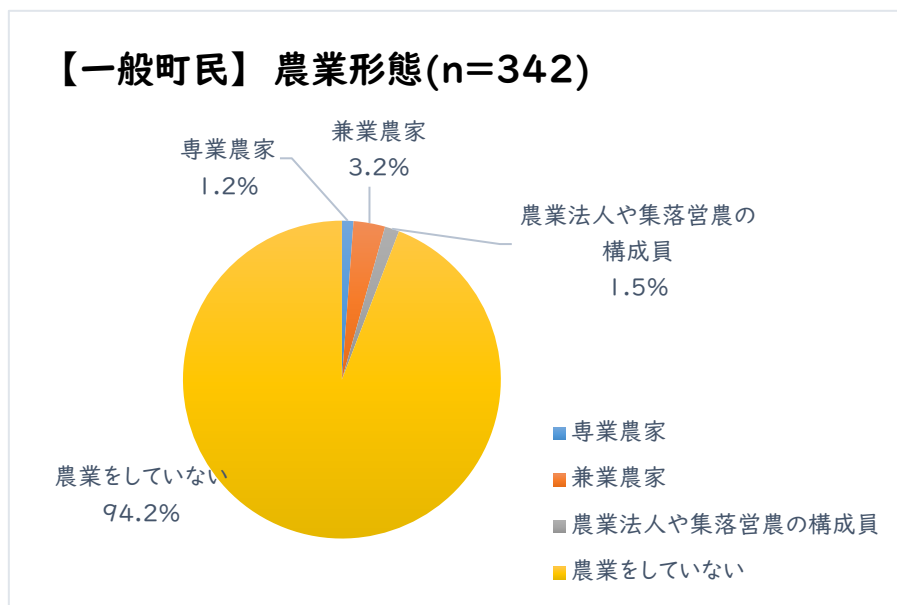
地域別については、「山倉小学校区」が47.3%、「蓮野小学校区」が45.2%、次いで「亀代小学校区」が7.5%となっています。



問3) あなたの農業形態をお選びください。

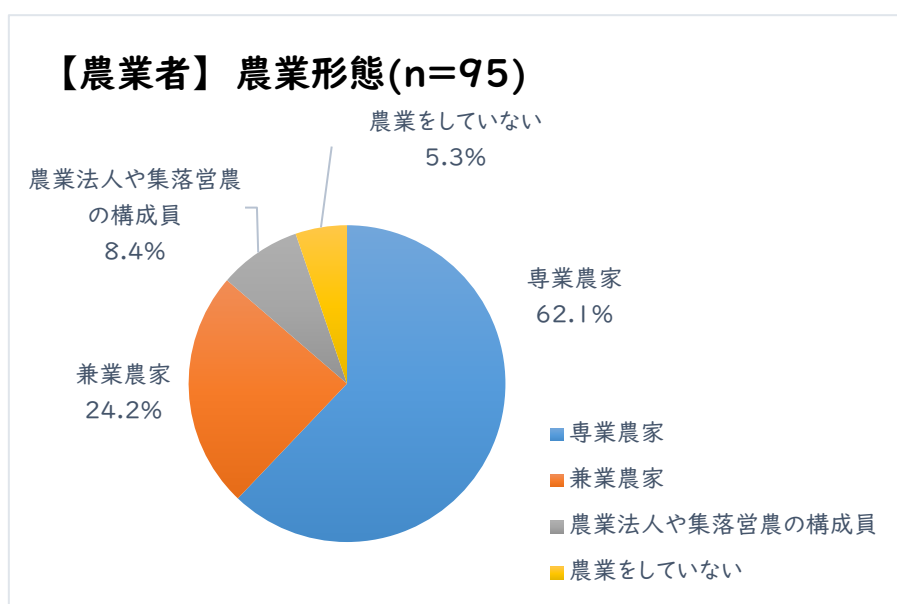
【一般町民】

農業形態別については、「農業をしていない」が94.2%、「兼業農家」が3.2%、次いで「農業法人や集落営農の構成員」が1.5%となっています。



【農業者】

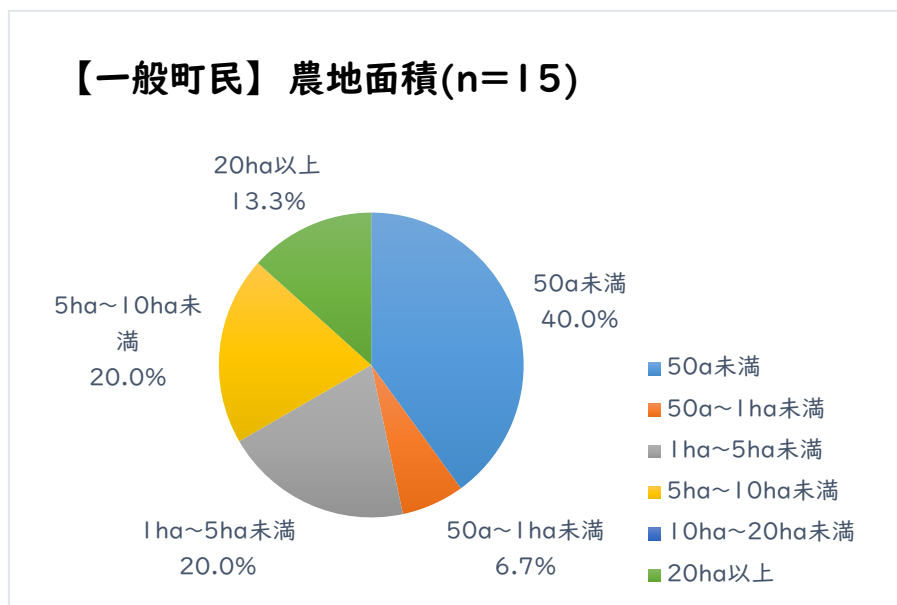
農業形態別については、「専業農家」が62.1%、「兼業農家」が24.2%、次いで「農業法人や集落営農の構成員」が8.4%となっています。



問4) あなたが耕作している農地面積をお選びください。

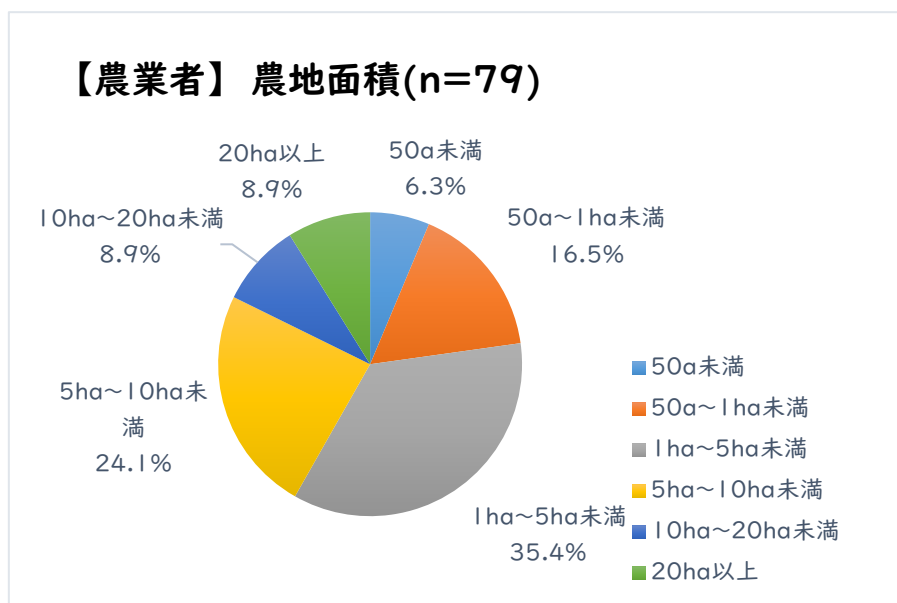
【一般町民】

農地面積別については、「50a未満」が40.0%、「1ha～5ha未満」と「5ha～10ha未満」がともに20.0%となっています。



【農業者】

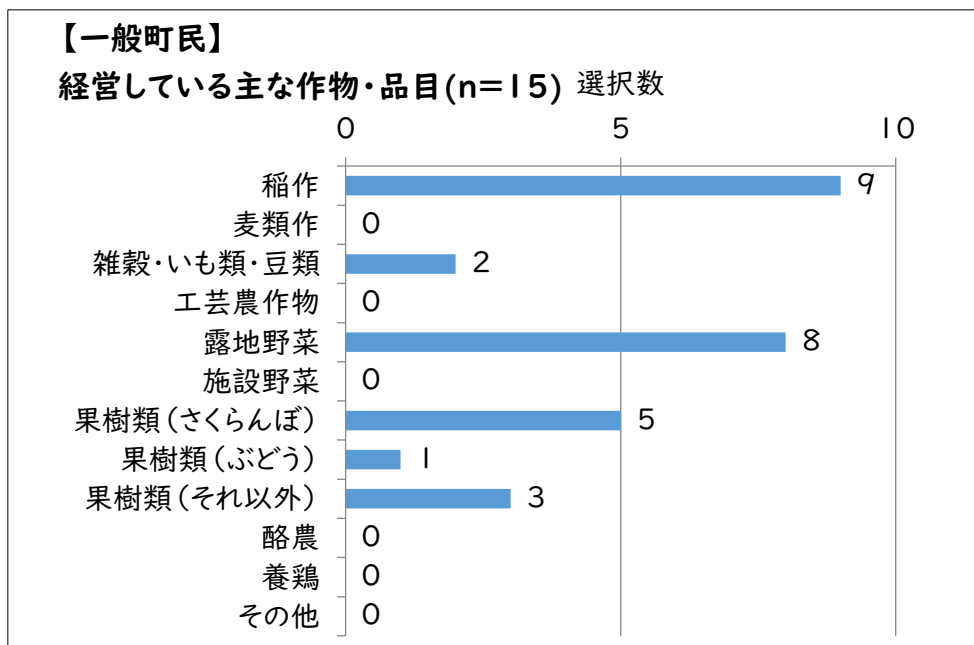
農地面積別については、「1ha～5ha未満」が35.4%、「5ha～10ha未満」が24.1%、次いで「50a～1ha未満」が16.5%となっています。



問5) あなたが経営している主な作物・品目をお選びください。

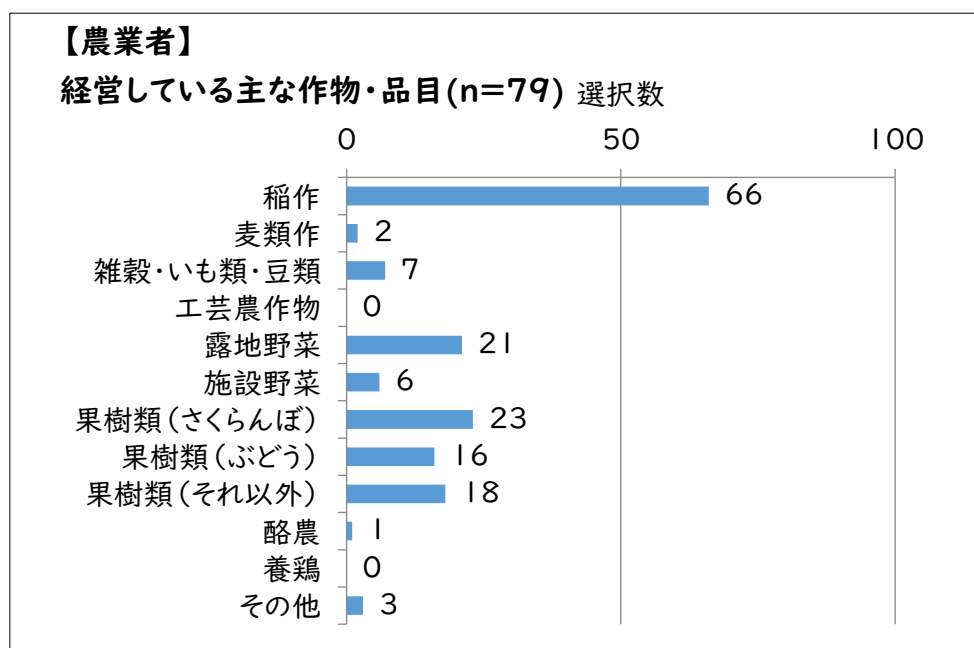
【一般町民】

経営している主な作物・品目については、「稲作」を選択した方が最も多く、次いで「露地野菜」、「果樹類（さくらんぼ）」、「果樹類（それ以外）」の順となっています。



【農業者】

経営している主な作物・品目については、「稲作」を選択した方が最も多く、次いで「果樹類（さくらんぼ）」、「露地野菜」、「果樹類（それ以外）」の順となっています。

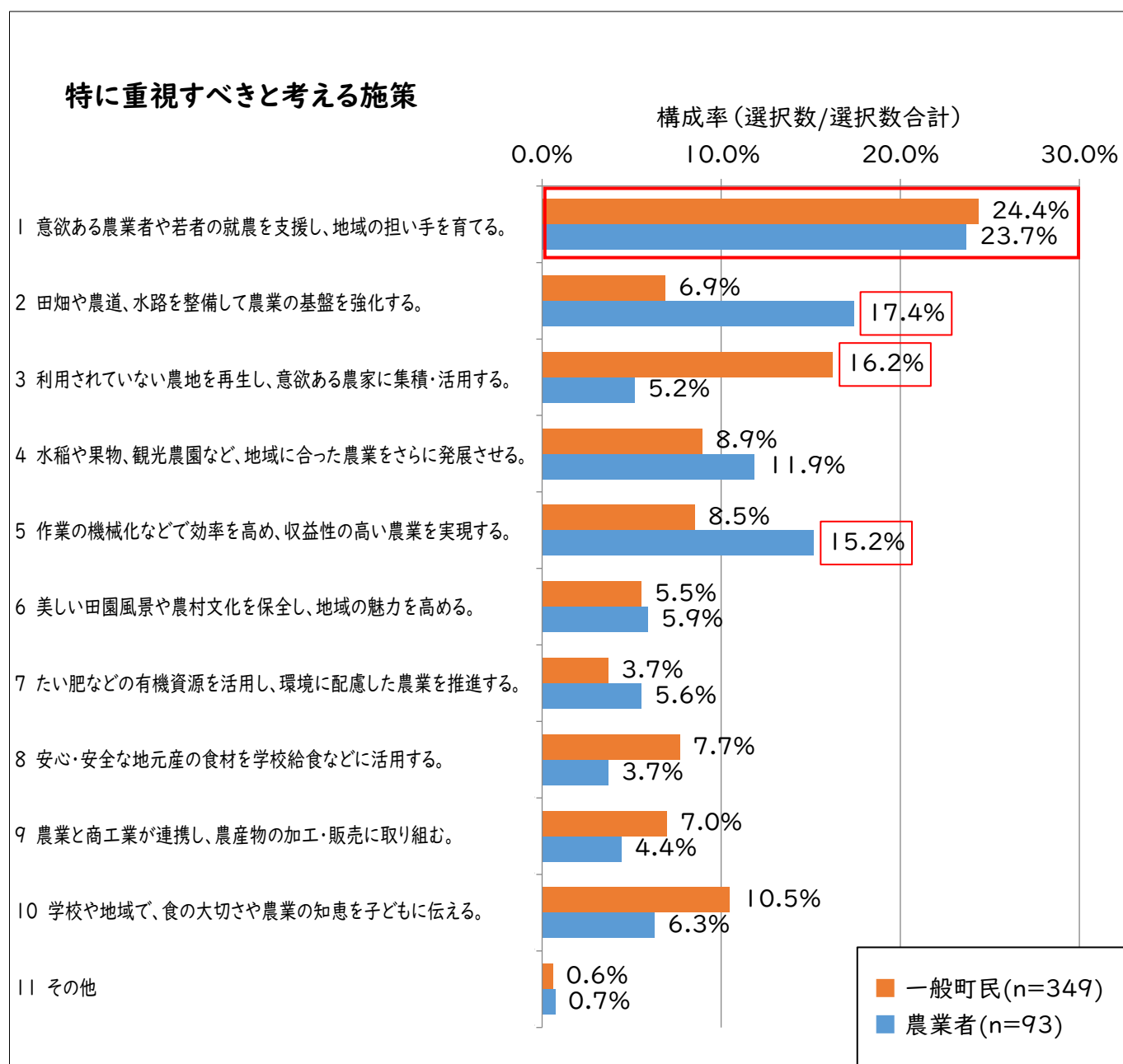


問6) 町の食料・農業・農村に関する施策のうち、あなたが特に重視すべきと考えるものを3つまでお選びください。

一般町民・農業者ともに「1 意欲ある農業者や若者の就農を支援し、地域の担い手を育てる。」を選択した割合が最も大きく、新規就農者支援に対するニーズが高いことがうかがえます。

農業者では、一般町民と比べて「2 田畑や農道、水路を整備して農業の基盤を強化する。」や「5 作業の機械化などで効率を高め、収益性の高い農業を実現する。」を選択した割合が大きく、基盤整備や機械化などによる生産性向上への関心が高いと考えられます。

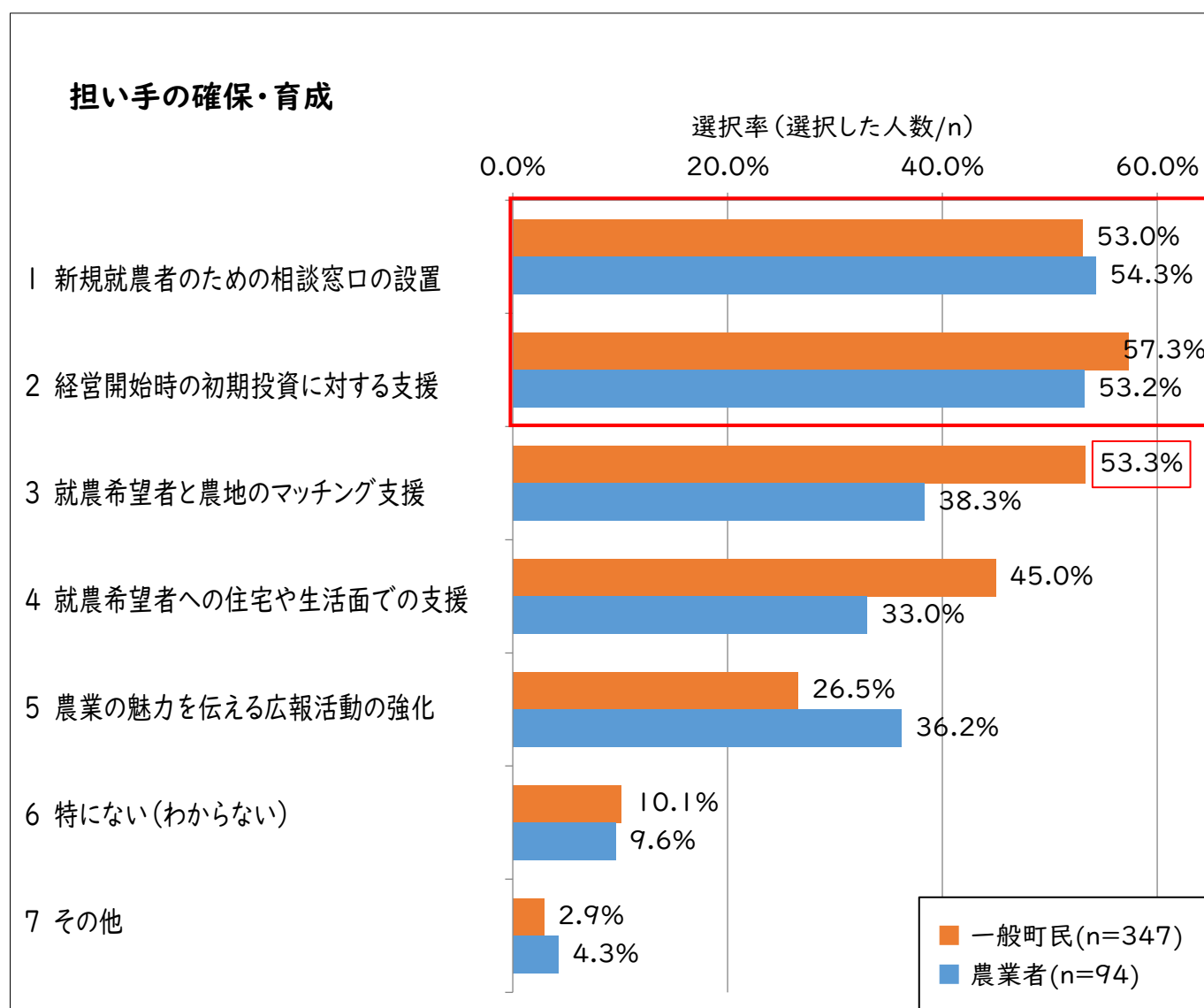
一方で、一般町民では「3 利用されていない農地を再生し、意欲ある農家に集積・活用する。」を選択した割合が大きく、遊休農地の解消に対する関心が高いことがうかがえます。



問7) 町では、意欲ある農業者の支援に加え、農業後継者や新規就農者、そのほか多様な農業の担い手の確保と育成に取り組んでいます。このことについて、町が重点的に取り組むべきだと思う施策をお選びください。

一般町民・農業者ともに「1 新規就農者のための相談窓口の設置」や「2 経営開始時の初期投資に対する支援」を選択した方が過半数を占めており、就農準備段階から経営開始期における早期支援が強く求められています。

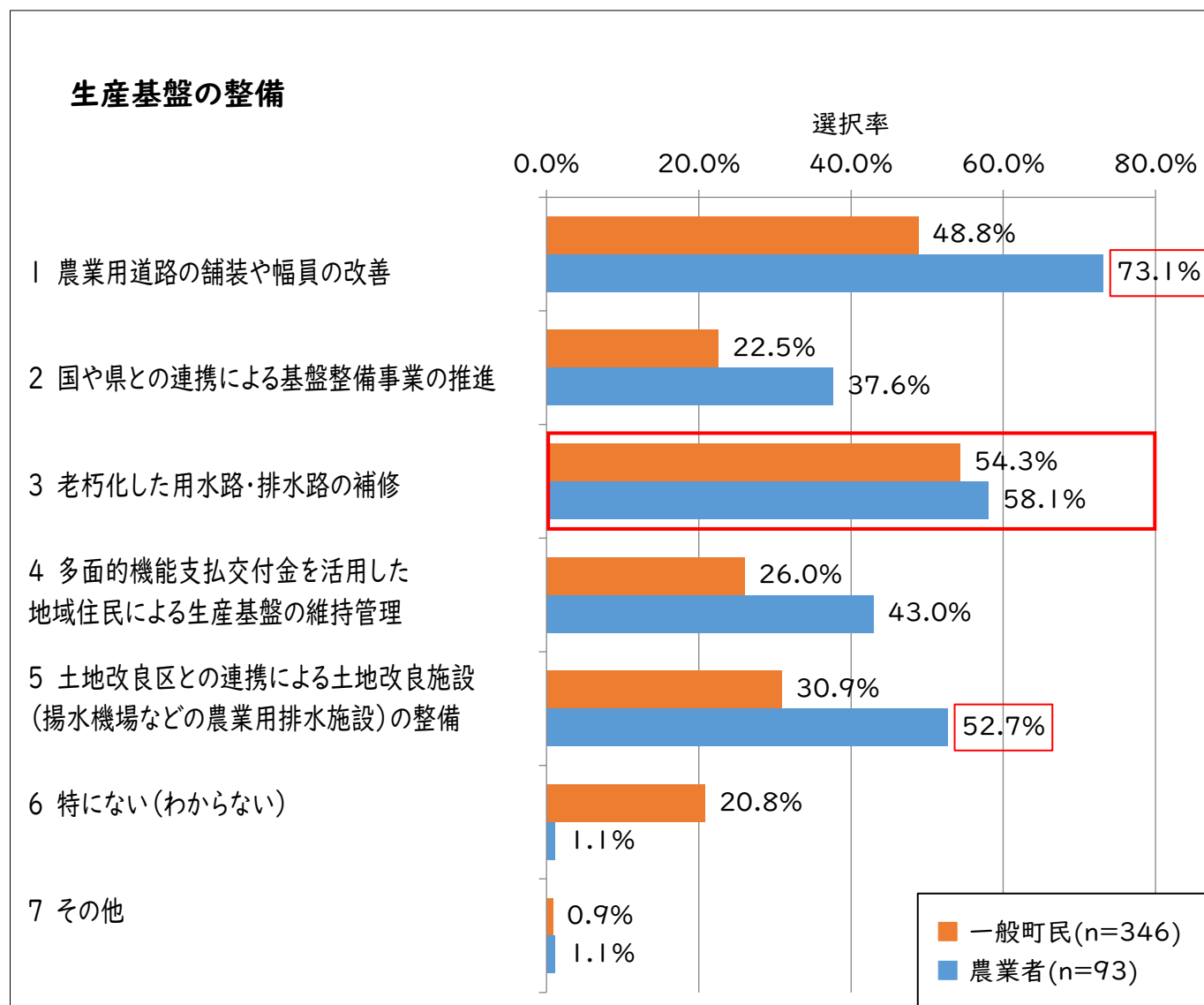
また、一般町民では「3 就農希望者と農地のマッチング支援」を選択した方が過半数を占めており、農地のあっせんへの期待が大きいものと考えられます。



問8) 町では、農業の生産基盤である農地、農業用道路、農業用の用水路・排水路の整備に取り組んでいます。このことについて、町が重点的に取り組むべきだと思う施策をお選びください。

一般町民・農業者ともに「3 老朽化した用水路・排水路の補修」を選択した方が過半数を占めています。

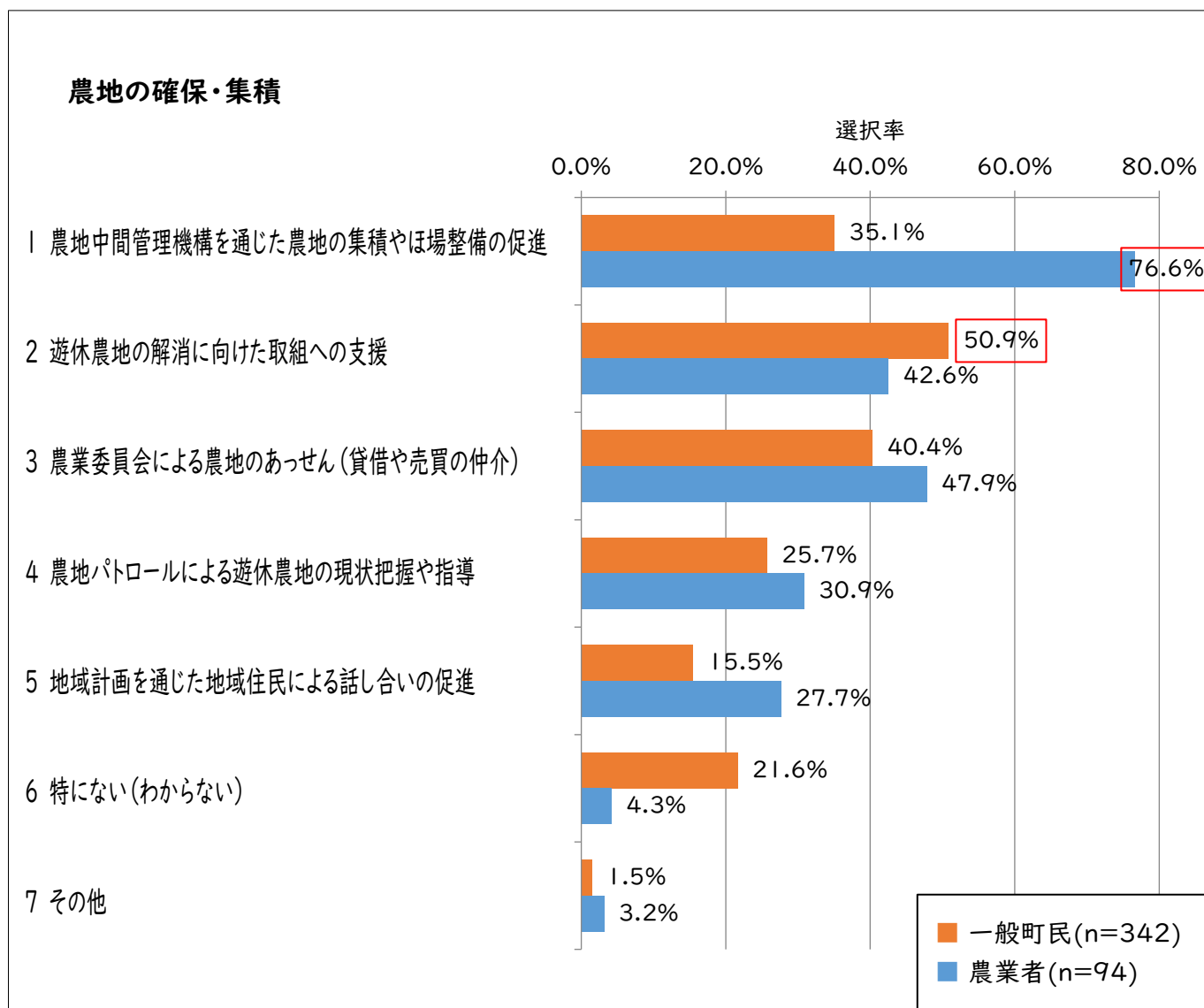
特に、農業者では「1 農業用道路の舗装や幅員の改善」を選択した方が最も多く、農業用道路の改良を求める声が強いです。また、「5 土地改良区との連携による土地改良施設の整備」への関心も高いことがうかがえます。



問9) 町では、利用されていない農地（遊休農地）を解消し、優良な農地を確保したうえで、それらを農業の担い手に集積することに取り組んでいます。このことについて、町が重点的に取り組むべきだと思う施策をお選びください。

農業者では「1 農地中間管理機構を通じた農地の集積やほ場整備の促進」を選択した方が最も多く、ほ場整備への関心の高さがうかがえます。

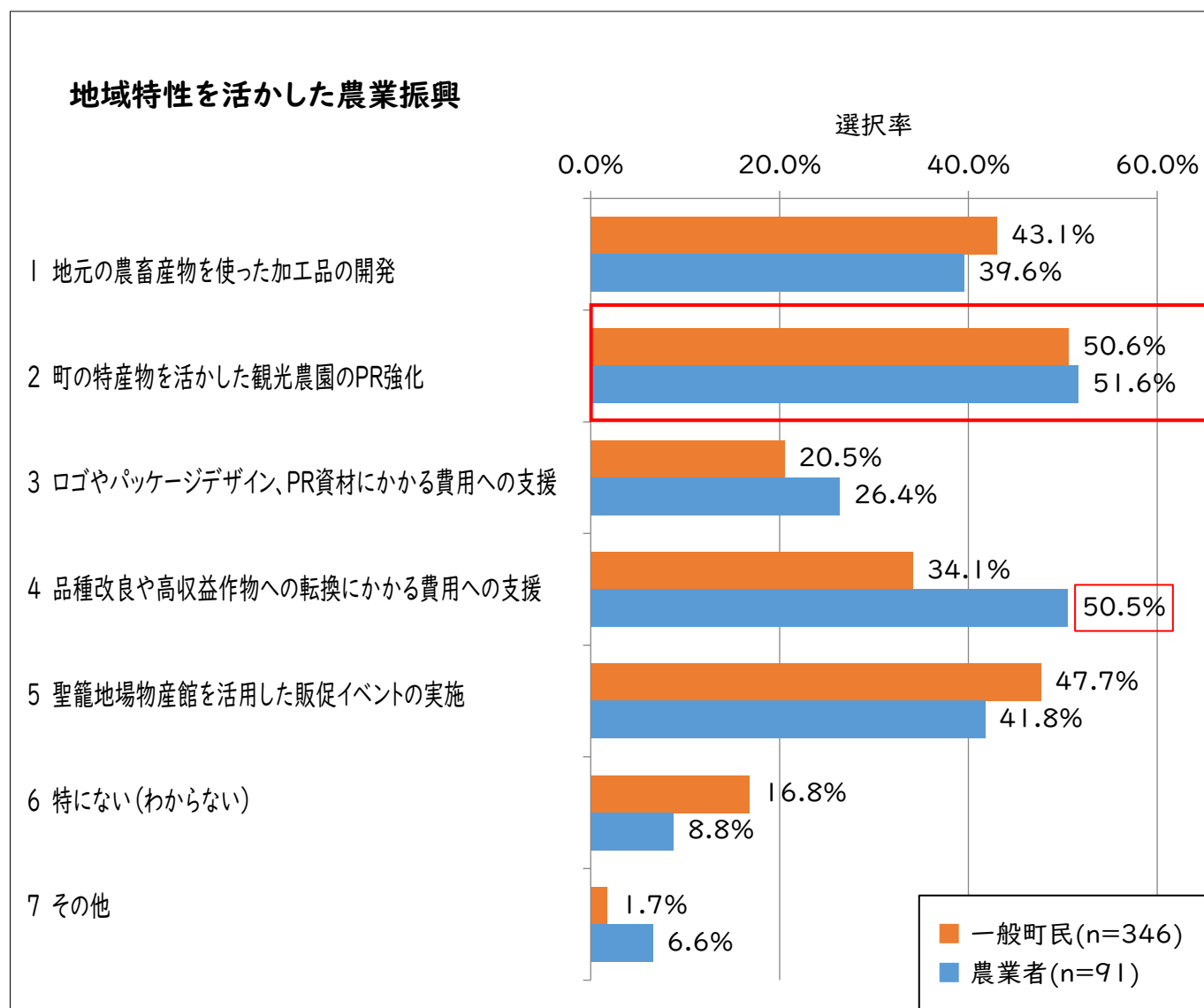
一方で、一般町民では「2 遊休農地の解消に向けた取組への支援」を選択した方が最も多く、身近な遊休農地への問題意識が高いと考えられます。



問10) 町では、基幹作物である水稲、地域の特性を生かした砂丘地農業、果樹や観光農業などの一層の促進に取り組んでいます。このことについて、町が重点的に取り組むべきだと思う施策をお選びください。

一般町民・農業者ともに「2 町の特産物を活かした観光農園のPR強化」を選択した方が最も多く、観光農園の更なる情報発信が求められています。

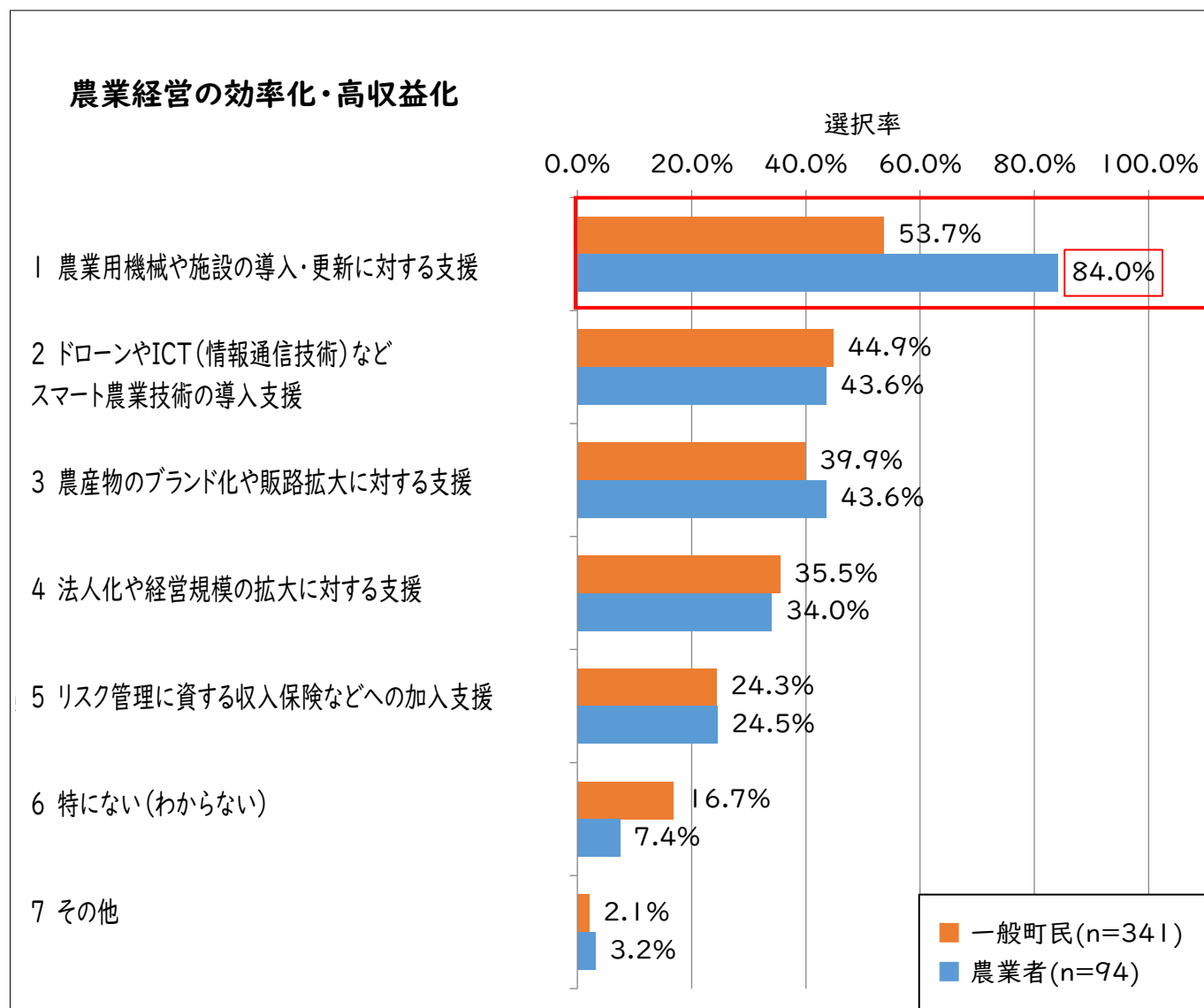
一方で、農業者では「4 品種改良や高収益作物への転換にかかる費用への支援」を選択した方が過半数を占めており、作物転換への意欲が高いことがうかがえます。



問11) 町では、農作業の効率化を図り、農産物の生産性を高め、収益性の高い農業の確立に取り組んでいます。このことについて、町が重点的に取り組むべきだと思う施策をお選びください。

一般町民・農業者ともに「1 農業用機械や施設の導入・更新に対する支援」を選択した方が最も多いです。

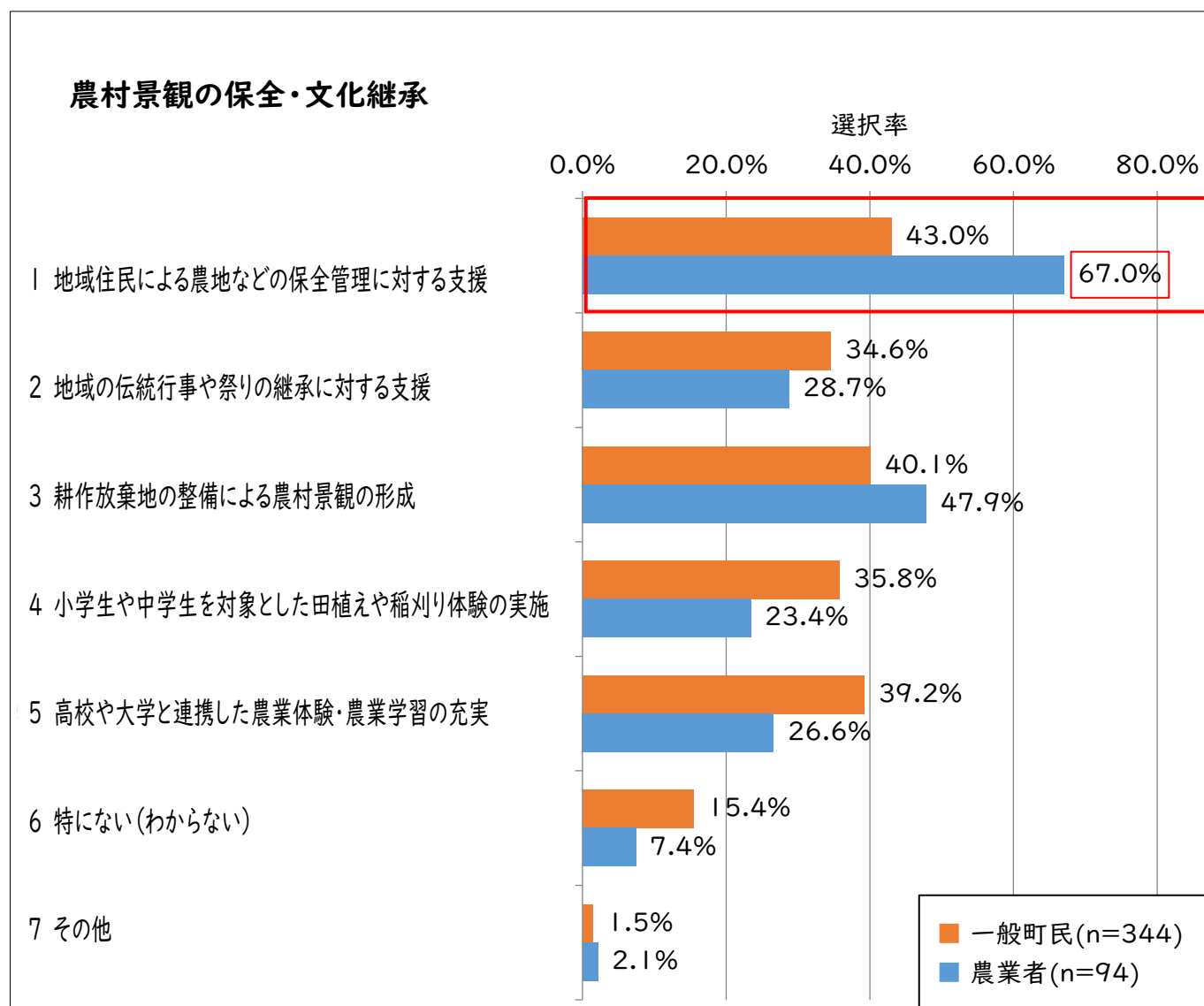
特に、農業者では84.0%となっており、機械・施設更新への支援が強く求められています。



問12) 町では、美しい農村景観の保全や文化の伝承など、農業および農村が持つ多面的機能の維持・発揮に取り組んでいます。このことについて、町が重点的に取り組むべきだと思う施策をお選びください。

一般町民・農業者ともに「1 地域住民による農地などの保安全管理に対する支援」を選択した方が最も多いです。

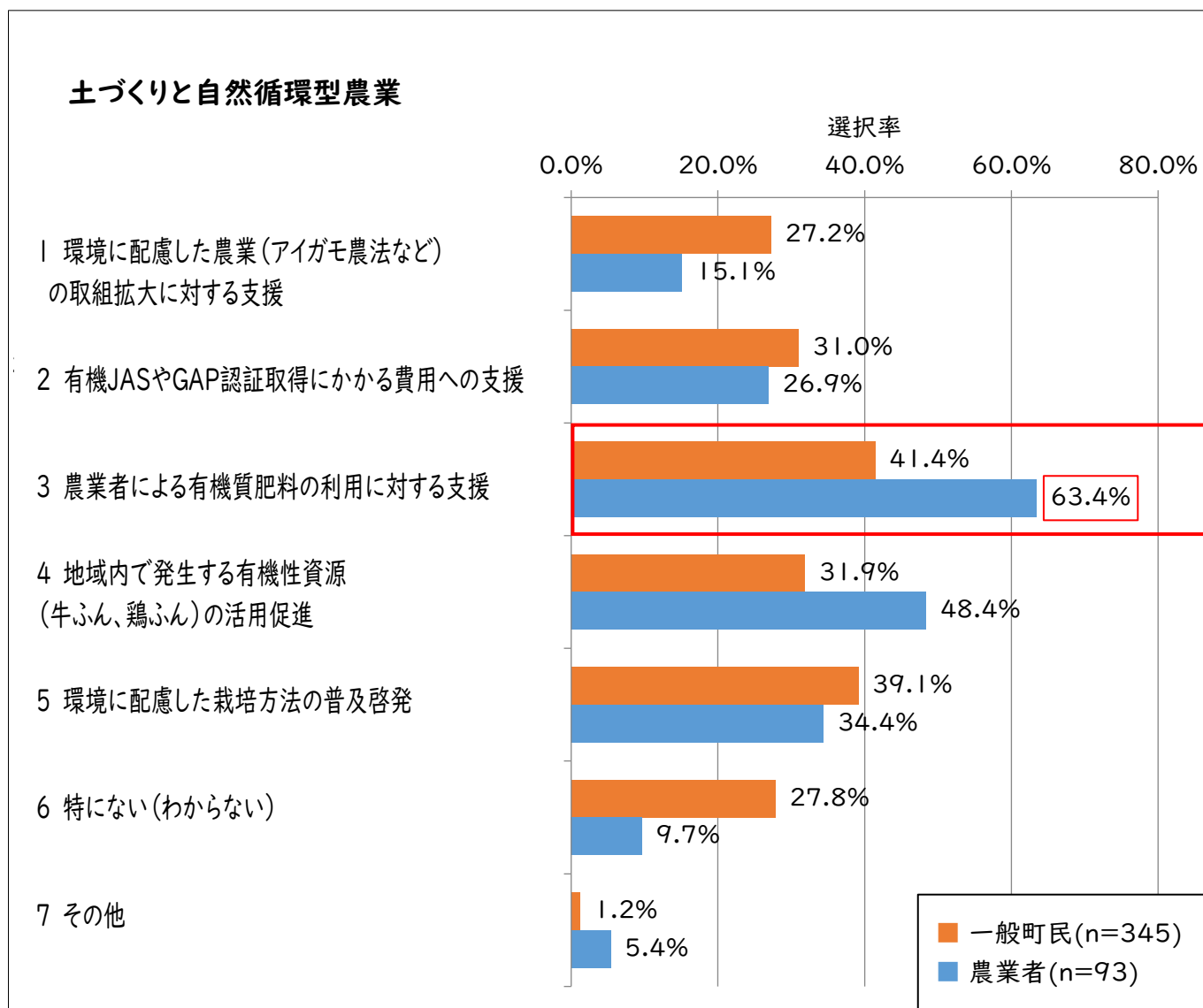
特に、農業者では67.0%となっており、農地等の維持管理が大きな負担となっていることが背景にあると考えられます。



問13) 町では、有機質資源を活用した土づくりの促進など、農業の自然循環機能の維持・増進に取り組んでいます。このことについて、町が重点的に取り組むべきだと思う施策をお選びください。

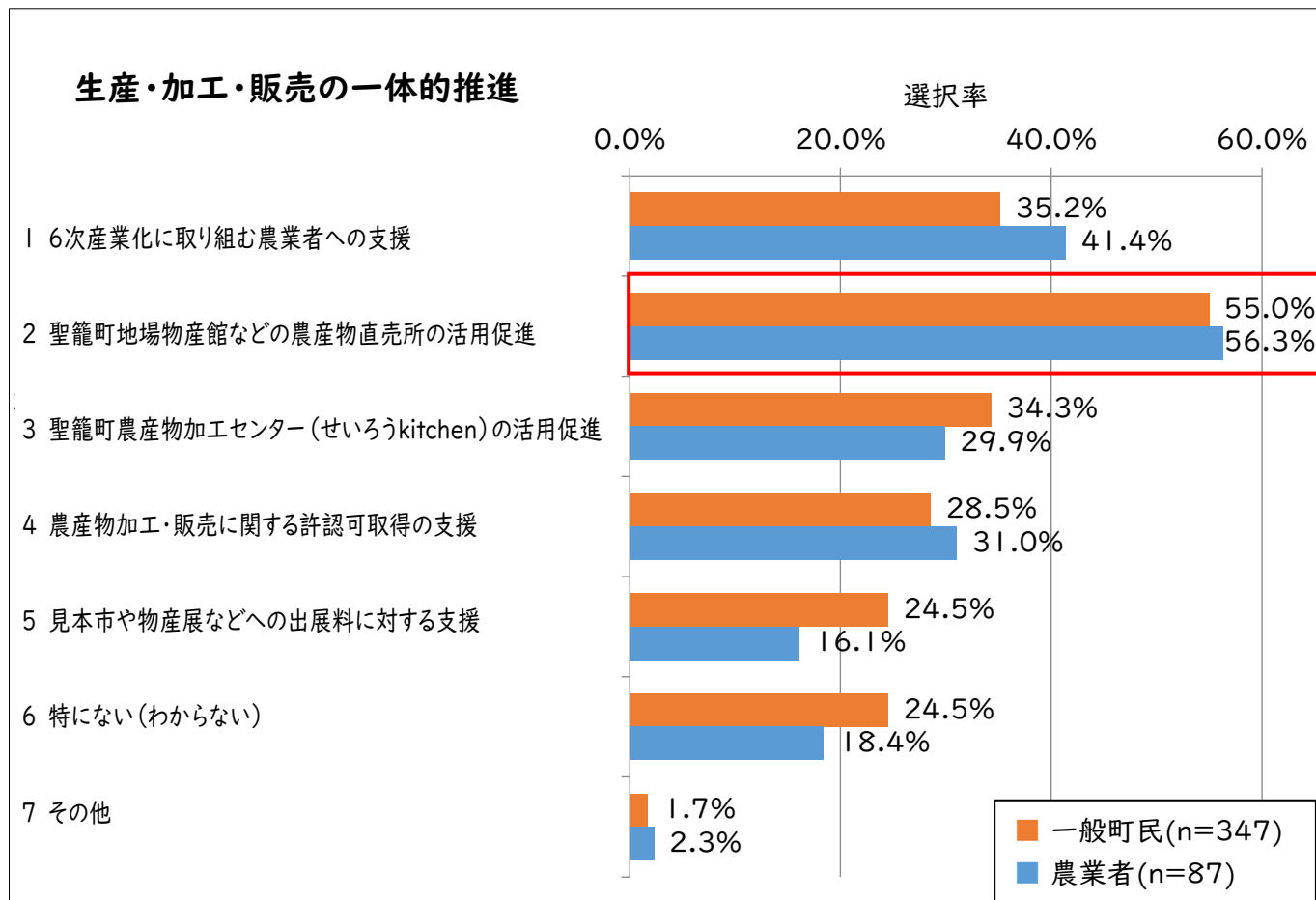
一般町民・農業者ともに「3 農業者による有機質肥料の利用に対する支援」を選択した方が最も多いです。

特に、農業者では63.4%となっており、有機質肥料の活用への関心が高いことがうかがえます。



問14) 町では、農業者と商工業者との連携や、農産物の生産・加工・販売の一体的な取組を推進しています。このことについて、町が重点的に取り組むべきだと思う施策をお選びください。

一般町民・農業者ともに「2 聖籠町地場物産館などの農産物直売所の活用促進」を選択した方が最も多く、聖籠地場物産館の更なる有効活用が期待されているものと考えられます。



問15) そのほか町の食料、農業、農村の振興を図るためのご意見やご提案がございましたらご自由にお書きください。

【一般町民】

聖籠地場物産館について、道の駅のように活気のある施設に刷新し、町内農産物の効果的なPRや魅力発信、ブランド力強化につなげてほしいとのご意見が多く寄せられました。

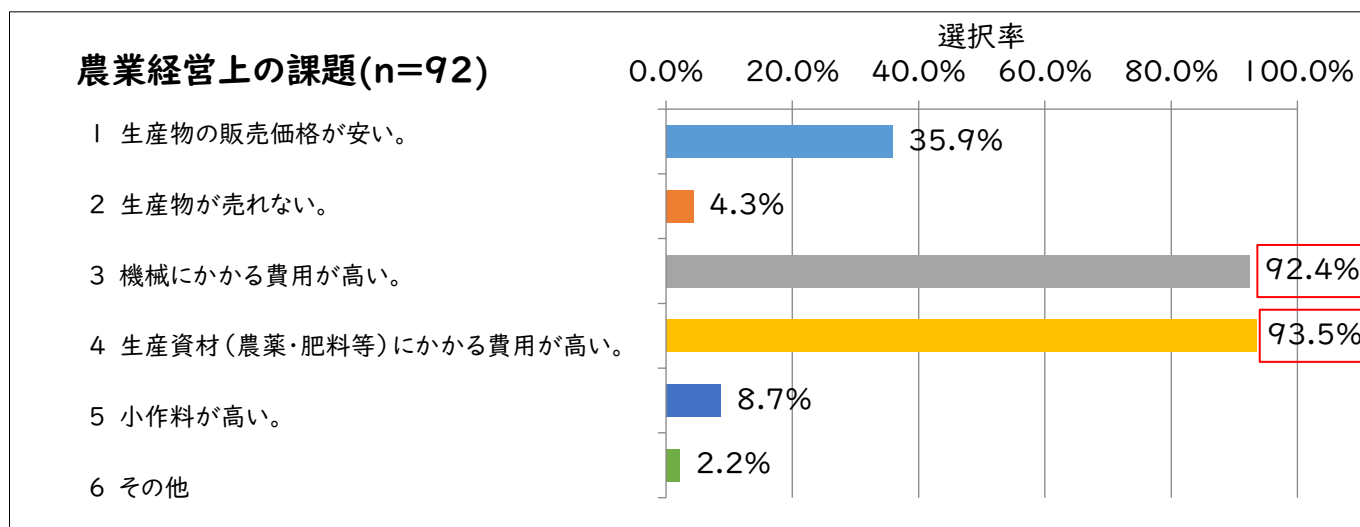
また、後継者不足や高齢化、生産資材費等の高騰により営農の継続が困難となっていることから、就農時の負担軽減やスマート農業の推進など、町に対する人材育成・支援を求めるとのご意見もありました。

【農業者】

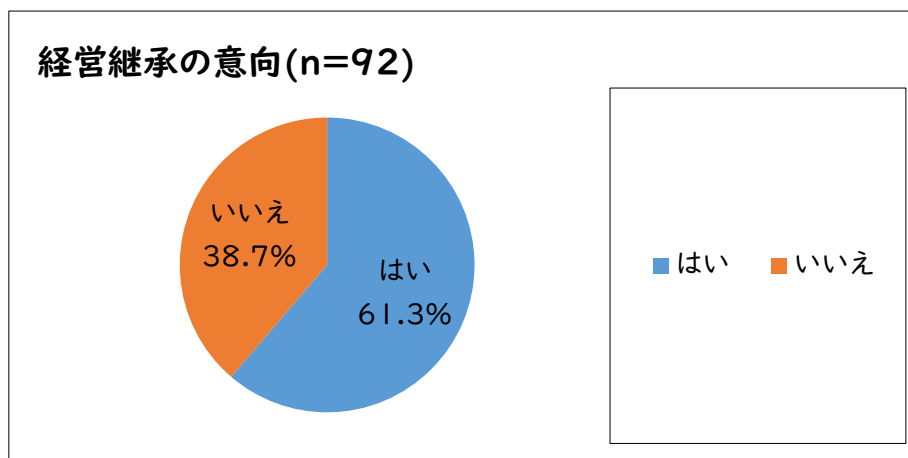
高齢化で担い手不足が進む中、小規模・大規模問わず安心して営農を継続できるよう、農業機械・施設整備への支援が必要とのご意見がありました。あわせて、農業委員会の役割強化や地域おこし協力隊の活用のほか、聖籠地場物産館の有効活用、果樹のブランド化推進を求めるとのご意見もありました。

問 16) 現在の農業経営上、問題と思うことを教えてください。

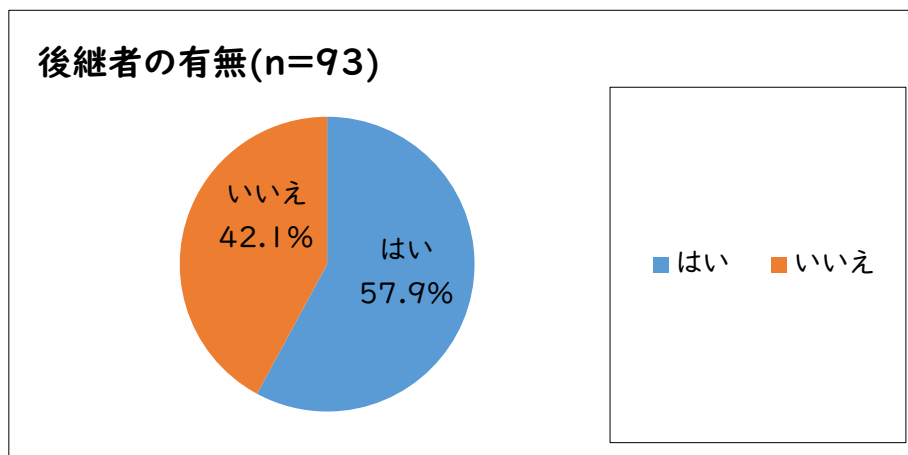
農業経営上の課題については、「4 生産資材（農薬・肥料等）にかかる費用が高い。」を選択した方が最も多く、93.5%となっています。次いで「3 機械にかかる費用が高い。」を選択した方が 92.4%となっています。



問 17) 今後、現在の経営をだれかに継承する意向をお持ちですか。

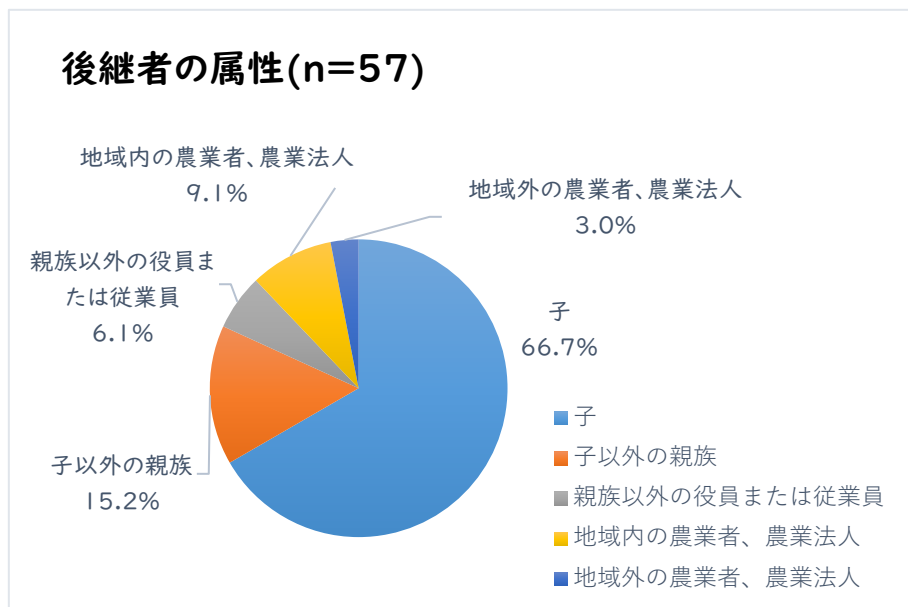


問 18) 後継者または後継者の候補は決まっていますか。



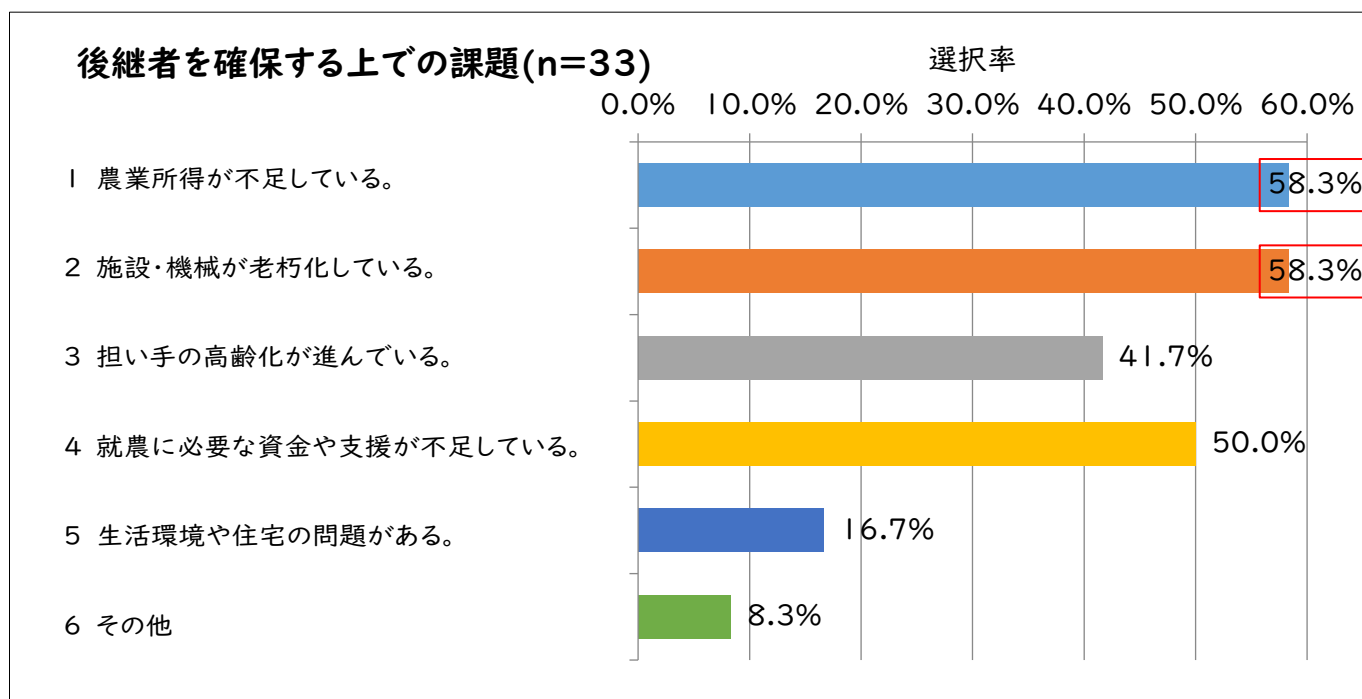
問 19) 後継者または後継者の候補の属性を教えてください。

後継者の属性については、「子」が66.7%、「子以外の親族」が15.2%、次いで「地域内の農業者、農業法人」が9.1%となっています。



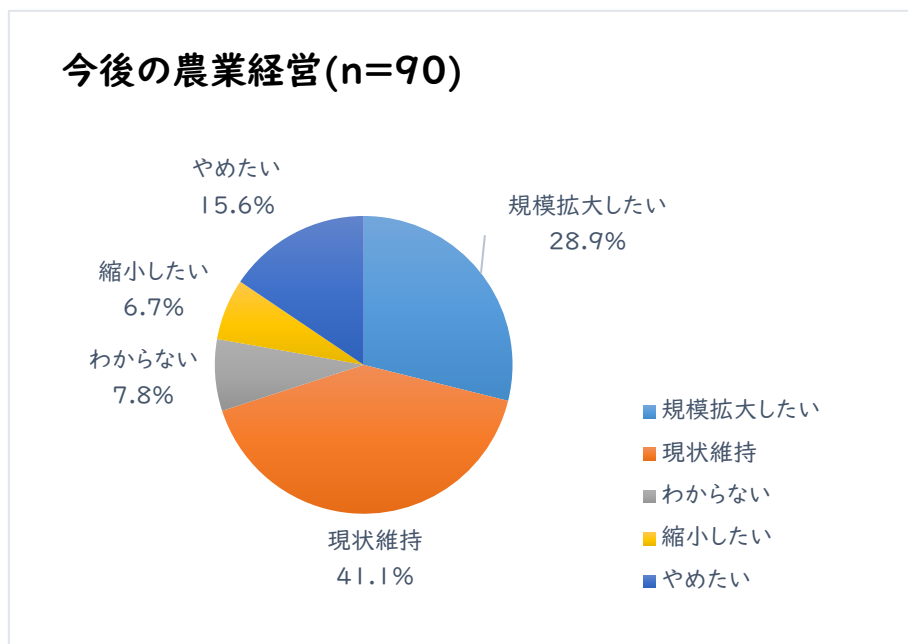
問 20) 後継者または後継者の候補を確保するに当たって、難しいとお考えの理由を教えてください。

後継者を確保する上での課題については、「1 農業所得が不足している。」と「2 施設・機械が老朽化している。」を選択した方が最も多く、ともに58.3%となっています。



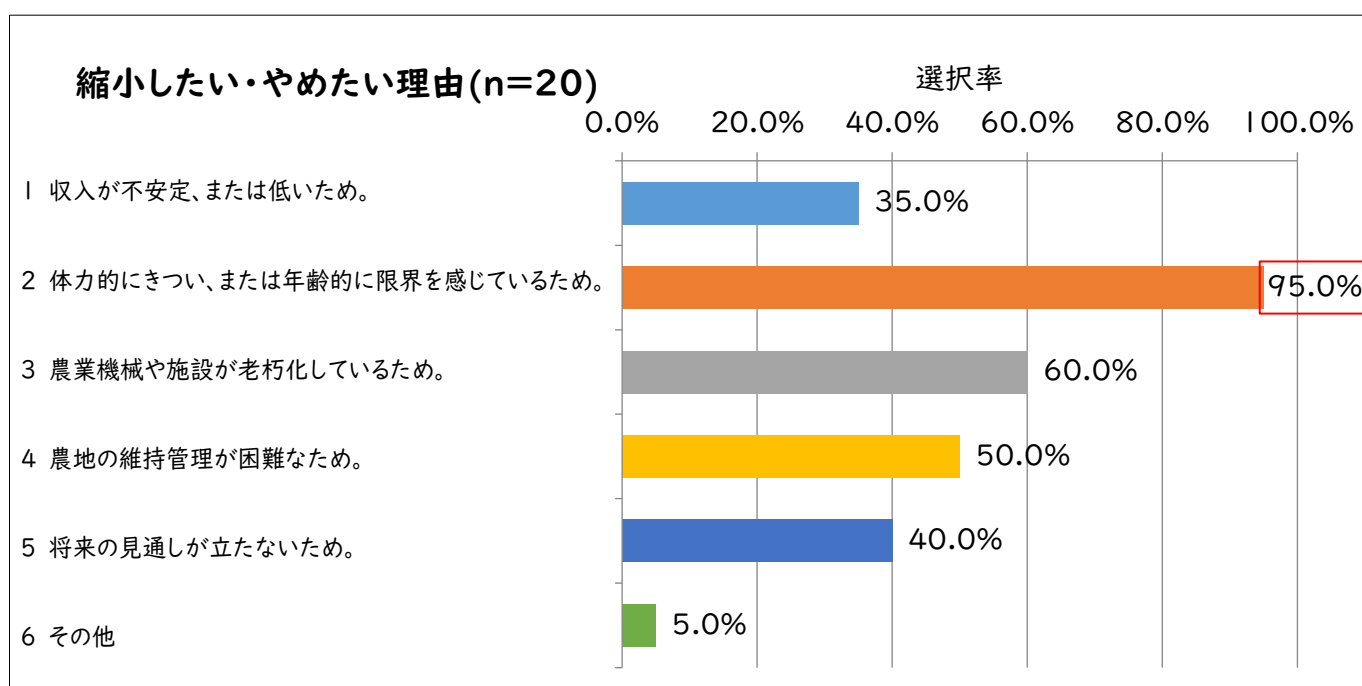
問 21) 今後の農業経営について教えてください。

今後の農業経営については、「現状維持」が41.1%、「規模拡大したい」が28.9%、次いで「やめたい」が15.6%となっています。

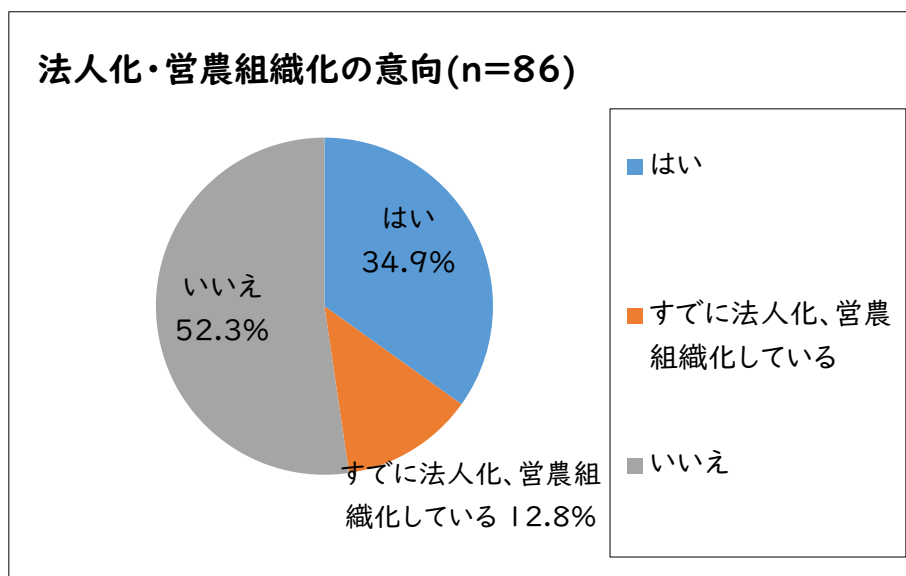


問 22) 縮小したい・やめたい理由を教えてください。

縮小したい・やめたい理由については、「2 体力的にきつい、または年齢的に限界を感じているため。」を選択した方が最も多く、95.0%となっています。

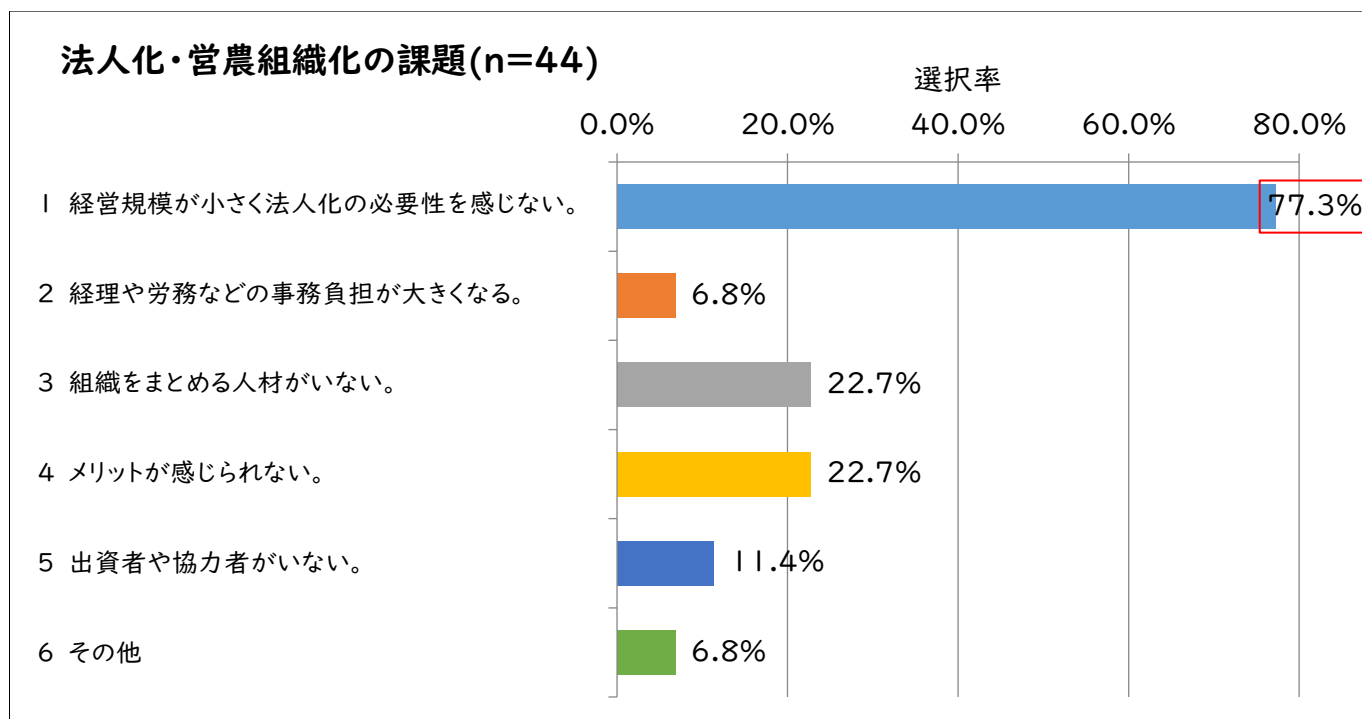


問 23) 今後、自身の農業経営について、法人化や営農組織化したいと思いますか。

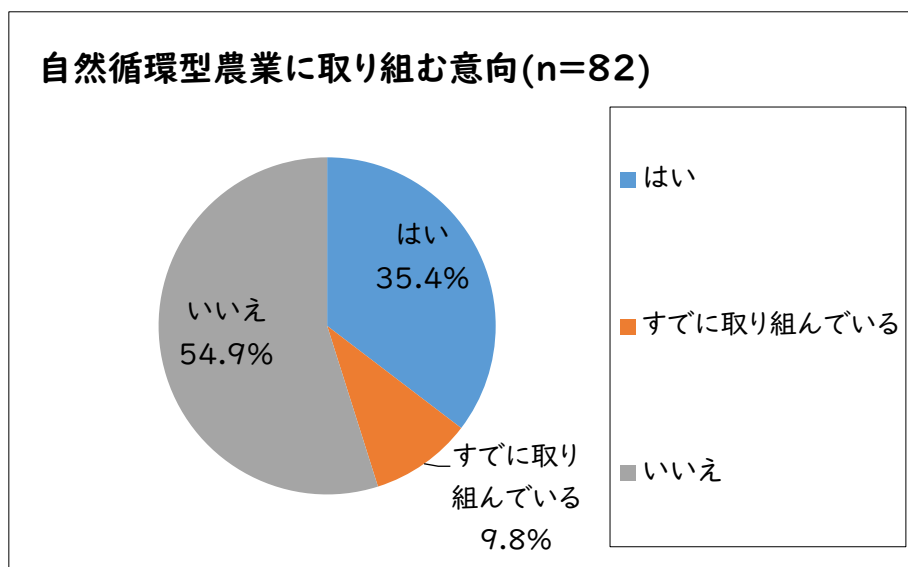


問 24) 法人化や営農組織化に取り組むに当たって、難しいとお考えの理由を教えてください。

法人化・営農組織化の課題については、「1 経営規模が小さく法人化の必要性を感じない。」を選択した方が最も多く、77.3%となっています。

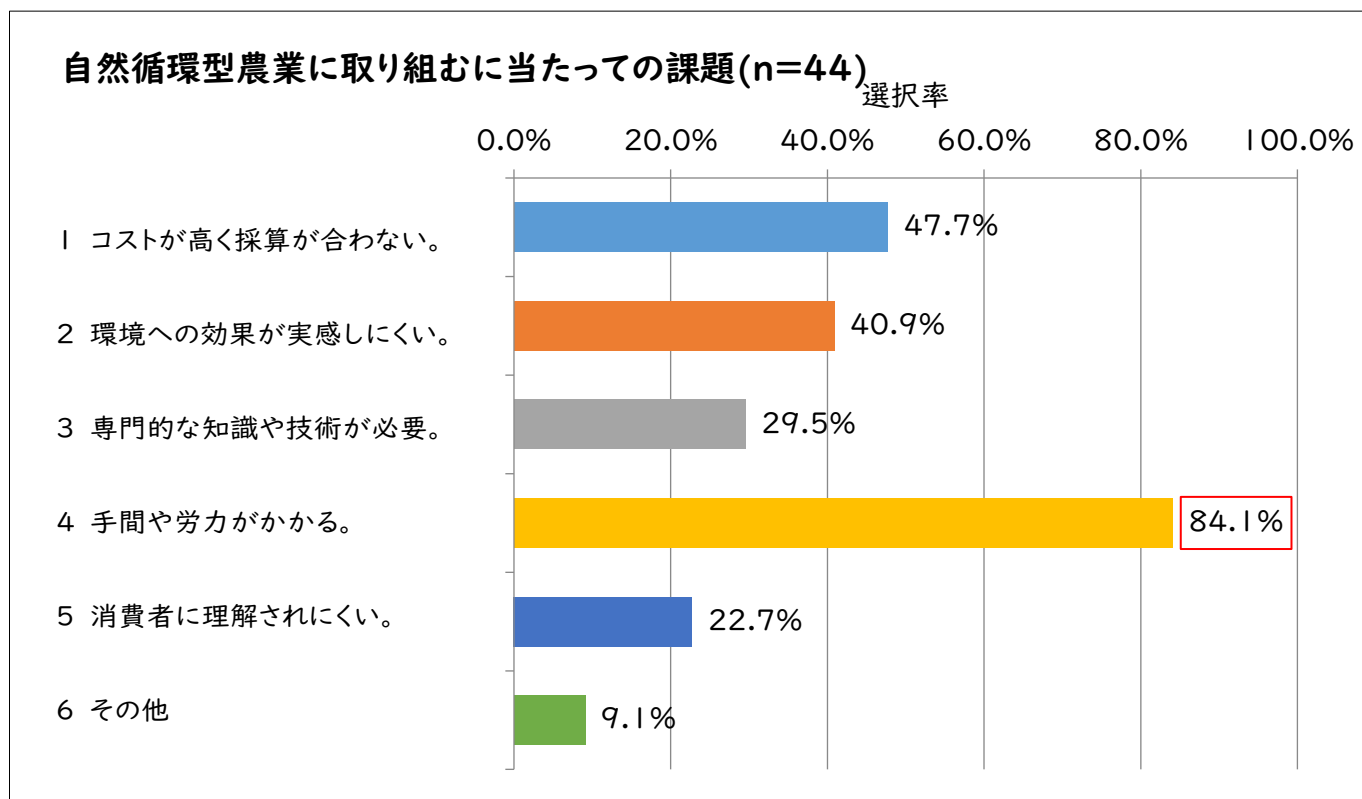


問 25) 今後、有機栽培や5割減減（慣行栽培と比べて化学肥料と化学農薬を5割以上節減）など環境に配慮した栽培方法に取り組みたいと思いますか。

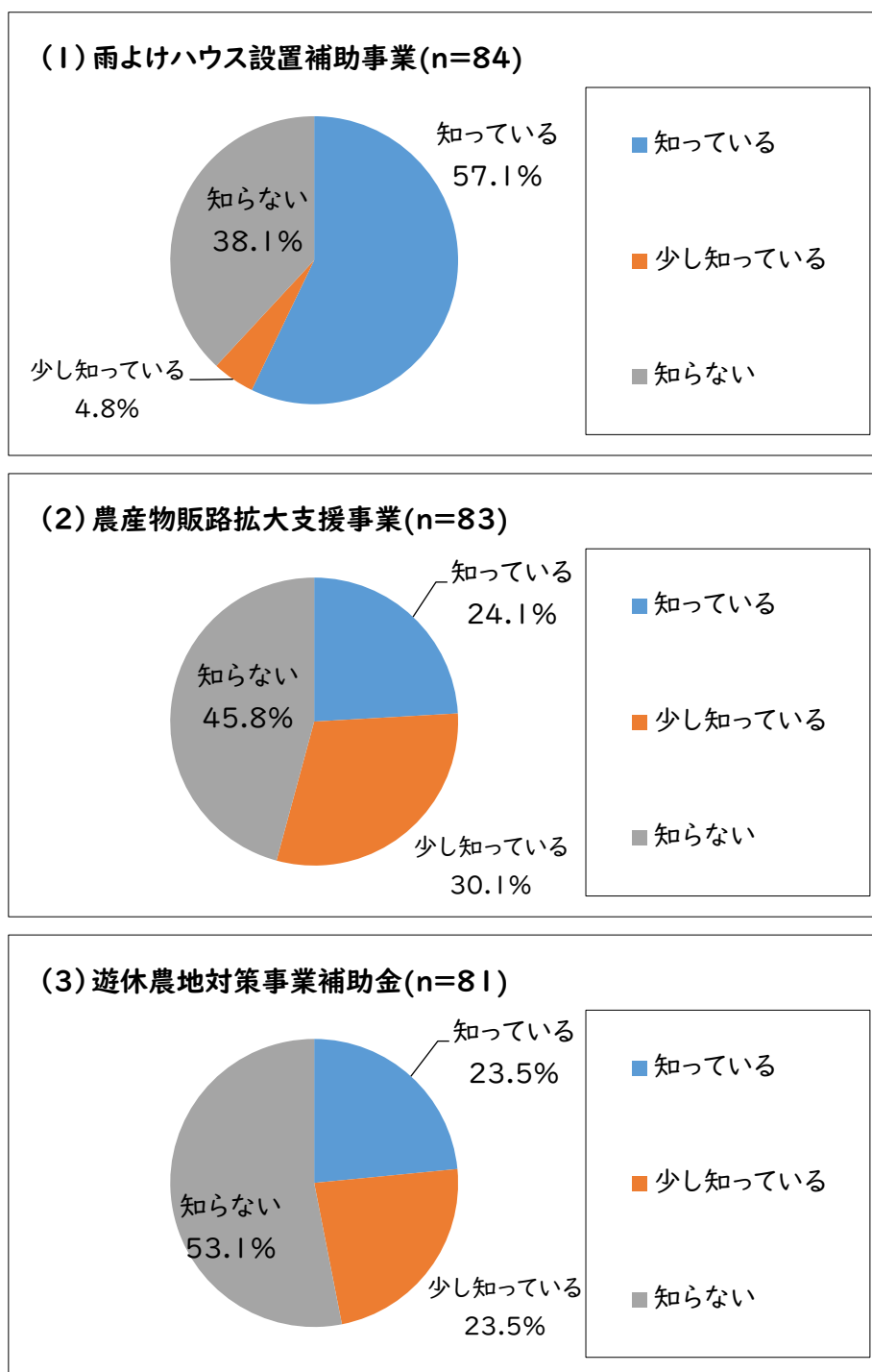


問 26) 環境に配慮した栽培方法に取り組むに当たって、難しいとお考えの理由を教えてください。

自然循環型農業に取り組むに当たっての課題については、「4 手間や労力がかかる。」を選択した方が最も多く、84.1%となっています。



問 27) 町の各種補助事業の内容についてご存じですか。



問 28) 町の農業施策や補助事業などに関して、ご意見やご提案がございましたらご自由にお書きください。

農家の実情を丁寧に把握した上で、補助制度や施策の内容を分かりやすく示し、現実に即した対策を講じてほしいとのご意見がありました。

特に、農業用機械・施設の整備や剪定枝処理などへの支援を望む声が多く寄せられました。そのほか基盤整備をはじめ、観光施策と一体となった農業振興を進めてほしいとのご意見がありました。

4. 主な参考資料一覧

図書・資料名称	発行機関	概要	備考
第5次聖籠町総合計画	聖籠町	基本理念である「生まれて良かった 住んで良かった聖籠町」の実現に向けて、各種施策を推進するためのまちづくりの総合的な指針	策定時期： 令和8年3月 計画期間： 10年間 (令和3年度～ 令和12年度)
聖籠町農業振興地域整備計画	聖籠町	今後10年以上にわたり農業上の利用を確保すべき土地及び農用地域内の農業上の用途を指定するための計画	策定時期： 令和7年2月 計画期間： 10年間 (令和3年度～ 令和12年度)
聖籠町地域計画	聖籠町	概ね10年後を見据え、誰がどのように農地を使って農業を進めていくのかを地域の話合いに基づきまとめた計画	策定時期： 令和7年3月
聖籠町農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想	聖籠町	新潟県農業経営基盤強化促進基本方針に即して、地域の実情を踏まえながら、目標とすべき農業経営の指標などを定めたもの	策定時期： 令和7年9月
水田収益力強化ビジョン	聖籠町農業再生協議会	地域の特色のある魅力的な商品の産地を創造するため、作物ごとに生産の取組方針などを定めたもの	策定時期： 毎年度更新
第3次聖籠町食育推進計画 「食は味楽来(ミラクル)」	聖籠町	食育基本法第18条に基づき、国の「食育推進基本計画」及び県の「新潟県食育推進計画」の基本的視点を参考にし、食育の取組を効果的に推進するための計画	策定時期： 令和7年3月 計画期間： 12年間 (令和7年度～ 令和18年度)

聖籠町食料・農業・農村基本計画

発行日 令和 8 年 月

編集・発行 聖籠町産業観光課

〒957-0192 新潟県北蒲原郡聖籠町大字諏訪山 1635 番地 4

TEL:0254-27-2111 (代表) FAX:0254-27-2119

E-mail seiro@town.seiro.niigata.jp

URL <http://www.town.seiro.niigata.jp>